

平成20年12月16日

1. 出席議員

| | | | | | |
|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| 1 番 | 松 田 | 義 太 | 9 番 | 水 頭 | 喜 弘 |
| 2 番 | 松 尾 | 勝 利 | 10 番 | 橋 川 | 宏 彰 |
| 3 番 | 松 本 | 末 治 | 11 番 | 中 西 | 裕 司 |
| 4 番 | 光 武 | 学 | 12 番 | 谷 口 | 良 隆 |
| 5 番 | 馬 場 | 勉 | 13 番 | 小 池 | 幸 照 |
| 6 番 | 森 田 | 和 章 | 14 番 | 松 尾 | 征 子 |
| 7 番 | 徳 村 | 博 紀 | 15 番 | 中 村 | 雄一郎 |
| 8 番 | 福 井 | 正 | 16 番 | 橋 爪 | 敏 |

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

| | | |
|---------|-----|-----|
| 事 務 局 長 | 森 田 | 利 明 |
| 局 長 補 佐 | 澤 野 | 政 信 |
| 管 理 係 長 | 江 口 | 隆 史 |

4. 地方自治法第121条により出席した者

| | | | | | |
|------------------|---------------|---|----|---|----|
| 市 | 長 | 桑 | 原 | 允 | 彦 |
| 副 | 市長 | 出 | 村 | 素 | 明 |
| 総 | 務部長 | 北 | 村 | 和 | 博 |
| 市 | 民部長 | 北 | 村 | 建 | 治 |
| 産 | 業部長 | 山 | 本 | 克 | 樹 |
| 建 | 設環境部長 | 藤 | 家 | 敏 | 昭 |
| 会 | 計管理者兼会計課長 | 北 | 御門 | 敏 | 則 |
| 企 | 画課長 | 竹 | 下 | | 勇 |
| 総 | 務課長 | 中 | 川 | | 宏 |
| 財 | 政課長 | 打 | 上 | 俊 | 雄 |
| 市民課長兼選挙管理委員会事務局長 | | 中 | 村 | 和 | 典 |
| 税 | 務課長 | 武 | 藤 | 竹 | 美 |
| 福 | 祉事務所長 | 峰 | 松 | 靖 | 規 |
| 保 | 険健康課長 | 岩 | 田 | 輝 | 寛 |
| 農 | 林水産課長 | 迎 | | 和 | 泉 |
| 商 | 工観光課長 | 田 | 中 | 敏 | 男 |
| 都 | 市建設課長 | 平 | 石 | 和 | 弘 |
| 環 | 境下水道課長 | 亀 | 井 | 初 | 男 |
| 水 | 道課長 | 福 | 岡 | 俊 | 剛 |
| 教 | 育長 | 小 | 野原 | 利 | 幸 |
| 教 | 育次長兼庶務課長 | 藤 | 田 | 洋 | 一郎 |
| 生 | 涯学習課長兼中央公民館長 | 谷 | 口 | 秀 | 男 |
| 同 | 和对策課長兼生涯学習課参事 | 関 | | 正 | 和 |
| 農 | 業委員会事務局長 | 山 | 田 | 次 | 郎 |
| 監 | 査委員事務局長 | 森 | | 久 | 幸 |

平成20年12月16日（火）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 報告第5号 専決処分事項の報告について（交通事故による損害の賠償）
（報告）
- 日程第2 議案第50号 平成19年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第51号 平成19年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
議案第52号 平成19年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳
出決算認定について
議案第53号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
議案第54号 平成19年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
議案第55号 平成19年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第56号 鹿島市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を
改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第57号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につ
いて（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第58号 鹿島市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について
（大綱質疑、常任委員会付託）
- 日程第6 議案第59号 鹿島市民図書館設置条例の一部を改正する条例について（大綱
質疑、常任委員会付託）
- 日程第7 議案第60号 鹿島市民会館条例の一部を改正する条例について（大綱質疑、
常任委員会付託）
- 日程第8 議案第61号 鹿島市生涯学習センターの指定管理者の指定について
議案第62号 鹿島市民図書館の指定管理者の指定について
議案第63号 鹿島市民会館の指定管理者の指定について
（大綱質疑、常任委員会付託）

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 報告第5号

○議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第1．報告第5号 専決処分事項の報告について（交通事故による損害の賠償）であります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

おはようございます。報告第5号 専決処分事項の報告について御説明を申し上げます。

このことにつきましては、去る20年8月11日に市道中川内広平線の広平の市道上で、当課の職員が家庭訪問中に鹿島市大字三河内丁574番地、笠継三郎氏が所有する軽四輪乗用車に本市が管理する軽四輪乗用車が後進中に衝突した物損事故でございます。平成20年10月3日に相手方との示談が成立いたしましたので、同日に市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をいたします。

なお、相手方の損害賠償額236,281円と当方の修理代114,083円は、すべて全国市有物件災害共済会の保険金で賄っております。

以上、報告いたします。

○議長（橋爪 敏君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑はないようですから、以上で報告第5号は終わります。

しばらくお待ちください。

日程第2 議案第50号～議案第55号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第2．議案第50号から議案第55号までの6議案について審議に入ります。

去る9月定例会において決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査として付託されました議案第50号から議案第55号までの平成19年度にかかわる各会計決算認定関係議案についての決算審査特別委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。決算審査特別委員長、中西裕司君。

○決算審査特別委員長（中西裕司君）

おはようございます。決算審査特別委員長の報告を申し上げます。

去る9月26日の本会議において本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっております

た議案第50号 平成19年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第51号 平成19年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第52号 平成19年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第53号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第54号 平成19年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第55号 平成19年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について、以上6議案を10月27日、28日、29日の3日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

なお、初日の10月27日に議案関係11カ所の現地調査を行い、28日、29日の2日間で審査をいたしました。現地調査の11カ所は次のとおりです。

- ①文化財保護対策事業（武家屋敷棟門：土塀修繕）
- ②小中学校施設整備事業（鹿島小学校：中庭人工芝張りかえ）
- ③小学校大規模改造事業（能古見小学校大規模改造）
- ④企業誘致対策（谷田工場団地：旭九州株式会社）
- ⑤県営広域営農団地農道整備事業（音成地区：橋梁）
- ⑥中山間地域総合整備事業（西塩屋地区：圃場整備）
- ⑦鹿島市肥前浜宿街なみ整備事業（継場周辺：電柱移設等）
- ⑧公共下水道建設事業（浜新町污水中継ポンプ場建築工事）
- ⑨浄化センター運転管理業務委託
- ⑩道路新設改良事業（主要市道整備事業：野島・鮎越線改良工事）
- ⑪中木庭ダム周辺整備事業（溪流広場整備工事等）

それでは、審査の経過及び結果について御報告いたします。

まず、財政課長より平成19年度の主要成果の説明と平成19年度の決算概要と財政状況についての説明がありました。

本年度より、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が6月22日に公布され、本格的な赤字に陥る前に予防的な措置を講じる財政の早期健全化、従来までの一般会計のみの赤字把握での再建だけではなく、実質的に一般会計が債務を保証している特別会計等また一部事務組合、第三セクターをも含めた連結型の指標で判断することになっている。

鹿島市では10月1日の市報により19年度決算の指標を公表している。健全化判断比率と呼ばれる4つの指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のうち、1つでも財政再生基準を超えると財政再生団体となり、財政再生計画を策定公表し、実質的に国の管理下で財政再建を進めることになる。実質赤字比率は196,583千円の黒字決算であり、指標として数字はあらわれない。連結実質赤字比率は、一般会計が黒字、国保が赤字、老人保健が赤字、水道事業が黒字、公共下水道はプラス・マイナス・ゼロ、工場団地は黒字決算であり、指標として数字はあらわれない。実質公債費比率は、19年度で18.3%だが、

17年度、18年度、19年度の3カ年度の平均は18.5%となる。18%をオーバーしているため、市債の発行には佐賀県知事の許可が必要となる。

将来負担比率は91.4%であり、鹿島市が将来にわたり負債として処理すべきものが標準財政規模の何%に当たるかである。本年度よりの制度改正で初めての決算になったが、平成19年度鹿島市会計別決算状況は一般会計が198,818千円の黒字、公共下水道事業5,700千円の黒字、谷田工場団地関係はプラス・マイナス・ゼロ、国民健康保険は318,872千円の累積赤字、老人保健は65,364千円の赤字となる。特に、一般会計は平成12年度以降、財政調整基金より繰り入れをせず順調に推移しているが、地方交付税は縮減傾向にあり、一般財源額が減っている中で、いかに赤字防止をするか、全体的な視野での市政運営、財政運営が必要である。

収入について、市税は3,068,142千円で前年より10.6%、295,170千円増となるが、大きな要因は税源移譲で増収になった分である。税源移譲の効果は、ほぼプラス・マイナス・ゼロであり、所得税から住民税に振りかわった増減はないが、市税の還付が非常に大きいので、20年度の決算で検証することになる。

歳出について、議会費32,183千円、18.7%の減、教育費297,668千円、32.1%の増、これは小学校大規模改造のため、なお、性質別の分類では義務的経費はマイナス5.2%、320,276千円の減、人件費は職員の退職者が前年度の13名から6名で職員数は283名から227名、議員定数の6名減が影響している。地方交付税は、今年度までは縮減傾向にあり、平成11年度をピークに5,426,468千円で、19年度は4,314,561千円で実質11億円の一般財源の減になるとの報告がありました。

次に、監査委員より議案第50号から議案第55号までの議案について、一括して決算審査の概要報告がありましたので、その概要を申し上げます。

まず、審査の結果ですが、審査に付された各会計とも歳入歳出決算書及び証拠書類と照合の結果、適正に表示されているとの報告がありました。

一般会計の概要について、効率的な予算の執行がなされた結果、収入金額は11,701,345千円に対し、支出済額は11,502,527千円となり、歳入歳出差引額は198,818千円のうち、翌年度への繰越財源2,235千円を含む黒字決算となっている。

国の三位一体の改革による税源移譲に伴う地方交付税、補助金の削減等、厳しい状況の中で経費の削減に努め、人件費の削減、事業の見直しによる補助金等の削減に取り組む中で定住促進、交流人口の活用の推進を掲げ、産業面で関係機関、団体と地域が一体となった足腰の強い農業をつくり上げる農業・農村の基盤づくりの推進、子育て支援事業として放課後児童クラブの各小学校区への設置、乳幼児医療制度の拡充等実施されている。

なお、厳しい財政運営の中、将来への市民の活力推進を図れるよう財政基盤強化計画を堅持し、市税等の収入向上に努め、健全かつ積極的な財政運営がなされるよう望むとの報告が

ありました。

次に、公共下水道特別会計について平成6年10月から供用開始され、平成19年度現在で217.2ヘクタールの区域の整備が完了し、1,946世帯、5,749人の市民に利用されている。なお、浄化センターの2系列目水処理施設の建設に着手され、乙丸雨水ポンプ場の機械設備事業が行われている。一般会計からの繰り入れになるべく頼らないで済むよう経営体質の改善を図るよう接続率の向上を図るよう取り組むこと。受益者負担金の未収金2,630千円の早期収納をお願いしたい旨の報告がありました。

次に、谷田工場団地造成・分譲事業特別会計については予算総額7,432千円に対し、収入済額、支出済額ともに5,975千円であり、起債の元利償還分4,635千円は一般会計から繰り入れ処理されている。未売却用地のうち一部は鹿島市シルバー人材センター及び野球場用地として貸し付けがなされているが、野球場用地は誘致企業の旭九州株式会社へと貸し付け変更がなされ、残地の早期の分譲が完了されるよう望むとの報告がありました。

次に、国民健康保険特別会計については収支差引き318,879千円の歳入不足となり、次年度予算の繰り上げ充用金で全額補てんされている。滞納額は前年度より4,581千円増加し、滞納累積額は275,893千円となり、不納欠損額は前年度よりも9,386千円減の40,099千円となっている。医療費の給付状況は、年度平均の老人保健加入者を含む被保険者数は1万3,830人で前年度より349人減少し、一般・退職被保険に係る療養給付額は3,019,186千円で前年度よりも225,501千円の増である。医療費は現年度分1人当たりの調定額は80,981円で前年度71,907円より9,074円、率にして12.6%増加、1人当たりの費用額は292,348円で前年度に比べ10.9%増加している。

国民健康保険は相互扶助のもと保険給付を行う社会保障制度であることを市民の理解を得るための広報の強化と適度の医療費抑制と、保険税の収入率向上と滞納額275,893千円の削減に取り組み、健全な経営が図られるよう望むとの報告がありました。

次に、老人保健特別会計については収支差引き65,204千円の歳入不足が生じ、次年度予算の繰り上げ充用額で全額補てんされている。

平成19年度鹿島市財政健全化・経営健全化についての審査は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、法非適用企業分の資金不足比率の算定基礎となる事項を記載した書類は適正に処理されており、いずれの指標についても早期健全化基準の比率を下回っており、是正改善を要する事項はないとの報告がありました。

次に、審査の過程における主なものについて、以下概要を申し上げます。

1 「市民税が税源移譲により増加の傾向にあるが、収入未済額が92,151千円で昨年度より約19,000千円増加しているがその原因は」との質疑に対し、「住民税で税源移譲の関係で重税感があつたり、徴収率が下がったことや全体として総額が増加したため、未収額もふえたのでは」との答弁がありました。

2 「労働金庫金融対策について、貸し付けのため財源があるが、その貸し付けの内容は」との質問に対し、「労働金庫に45,000千円を預託し、直接勤労者に貸し付ける制度である」との答弁がありました。

3 「実質公債費比率が18.5%は起債を起こすとき、どのような影響があるのか」との質疑に対し、「18%以上は市債を発行するとき佐賀県知事の許可が必要だが、不許可になることはない」との答弁がありました。

4 「長崎本線を守り、白いかもめを絶滅危惧種に指定する宣言をやめる、終結宣言をするのか」との質疑に対し、「国土交通省の着工認可がおりた場合、鹿島市の将来の建設に向けて、県との関係を修復し協力を得ていく、旗印をおろすことが市長として重要という判断をした」との答弁がありました。

このほかにも多くの質疑、意見が出されましたので、その一部を紹介いたします。

- ・ 固定資産の評価について。
- ・ 市税の滞納処分について。
- ・ 不納欠損処分について（多良岳開拓建設事業受益者負担金、保育所運営費保護者負担金、児童福祉費負担金、農業費負担金）
 - ・ 一時借入金の利率の違いは。
 - ・ 税の滞納による差し押さえ物件等の現状については。
 - ・ 学校図書費の交付税の措置については。
 - ・ 市債の借りかえでどれくらいの節約になっているか。
 - ・ 航空写真を何に利用しているのか。
 - ・ 農地転用の状況はどうか。
 - ・ 中小企業金融対策について。
 - ・ 「みかんの木オーナー」制度による観光客誘致対策は。
 - ・ 入札の落札率の現状は。
 - ・ 市民の暮らしを優先する財政運営を。
 - ・ 国民健康保険税の払いやすい税額とは。
 - ・ 市民の足を守るためのバス運行の実態は。
 - ・ 地場産業振興対策について。
 - ・ 企業誘致と雇用について。
 - ・ 税金の滞納の差し押さえの手続は。
 - ・ 生活保護について。
 - ・ 空き家バンクについて。
 - ・ 年金問題について。
 - ・ 同和行政について。

などの質疑、意見、要望が出されました。

次に、一般会計が終わった後、特別会計を一括審議いたしましたので、その経過及び審査過程を申し上げます。

1. 国民健康保険特別会計について。

「累積赤字の解消をどうするのか」との質疑に対し、「累積赤字は約318,000千円、今年度か来年度ぐらいまでに赤字の累増は解消する見込みである。3カ年計画で国保税をアップしており、累積赤字分の236,000千円について国保加入者の加入率を勘案しながら一般会計で補てんする。」との答弁がありました。

ほかに「滞納分の状況について」、「資格証明書の発行について」、「納税相談について」などの質疑、意見が出されました。

次に、公共下水道特別会計では、

- ・水洗化率は。
- ・下水道の受益者負担金について。
- ・処理区域について、処理能力について。
- ・放流水の水質基準はクリアしているか。
- ・浄化センターの管理について。
- ・乙丸ポンプ場の事業の契約について。
- ・接続率について。
- ・利子補給について。

以上の質疑がありました。

次に、谷田工場団地造成・分譲事業特別会計では、

- ・企業誘致のあり方について。
- ・企業で働く人の環境づくりについて（居住等）

などの質疑、意見、要望が出されました。

次に、老人保健特別会計では、

- ・老人保健会計の収支について。

以上、本委員会に対して付託されました平成19年度各会計歳入歳出決算について質疑、意見、要望が出されました。

質疑終結の後、討論を経て、直ちに採決の結果、議案第50号から議案第55号までの6議案は、それぞれ起立多数で原案のとおり認定するべきものと決しました。

以上をもちまして決算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

議案第50号から議案第55号までの6議案の委員長報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま委員長報告がありましたが、私は19年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告には反対の討論をしたいと思います。

19年度というのは、小泉構造改革のもとで国民の生活はもちろんですが、それとあわせて鹿島市民の暮らしも非常に厳しい状況が強くなってくるといような状況の中で進められてきたと思います。冒頭から鹿島市自体も、今日の財政難の中で非常に厳しい中での予算編成になったことは言うまでもないことです。

そういう中で、まず、やはり19年度一番大きな問題として取り上げたいのは新幹線の取り組みです。

長い間、長崎本線を今のままで存続させよう、新幹線は要らないという立場で市民は市長を先頭に頑張ってきました。そして、いよいよ終止符が打たれる時期に来たと思った矢先、国や県を初め、推進派は三者合意というこそくな手を打ってきました。費用対効果、時間短縮効果など十分に検証され、その効果もないことは十分明らかなのに、国や県を初め、この財政難というときに全く民意に反してごり押しする手法をとったことは絶対に許せるものではございません。市民が物が言えない状態をつくり出してしまったわけです。そして、市長はこれに対して、議会はもとより、これまで一緒に反対の立場で頑張ってきた市民と十分に議論することもなく、みずからの判断で運動の旗をおろされてしまいました。一緒にやってきた江北町長は一貫した立場で頑張っておられることを見ると、非常に残念なことです。

今でも市民の多くは、そのまま市長に運動を続けてもらいたかったという声が非常に多いのは間違いのないことです。国や県が、この財政難の状況を見るとき、着工したといってもどこまでこれが進むのか、その保証は全くないものと思われれます。今、長野県などで新幹線反対の運動が進んでいると聞いておりますが、そこでは佐賀県の鹿島市の運動に学べと、私たちの取り組みを力として頑張っておられるそうです。市長がまた存続運動の先頭に立っていただくことを望むものです。

さて、19年度決算は190,000千円の黒字決算です。私はこれまでも常に申し上げてまいりましたが、自治体の予算というのはもちろん黒字を出すことも大事かも知れませんが、その年度に組まれた予算については、その年度内に消化をして市民の声に十分こたえる、市民の暮らしを守っていくという立場に立つことが本来の仕事だと思っています。特に、先ほどから申しておりますが、冒頭から厳しい状況の中で、予算編成の時点から多くの市民の要求が抑えられるというような中での予算編成だったにもかかわらず、最終的には190,000千円

の黒字を生み出したという状況です。企業とか商売をやる人だったらすばらしいとお褒めの言葉を出せるでしょう。財政難という中でこれだけの黒字を出したということは、十分に市民の要求にこたえなかったと言えると思います。

19年度は、市にとっては税収がふえたと言われていました。しかし、これは定率減税の減額廃止や、さらに税源移譲などで市民にはその分大幅な増税が強いられたわけです。市民の暮らしは小泉、安倍政権が進めた新自由主義の暴走のもとで、貧困と格差が驚くばかりに拡大したと言われておりますが、鹿島市においてもその波は同じものでした。市民の暮らしは落ち込み、雇用や社会保障など十分に手を尽くさなくてはいけないときだったと思います。そのために予算は十分に消化すべきだったと思います。ところが、私がそのようなことを市長に申し上げたときに、市長は20年度になってから原油高なり、今のような金融情勢になった、このように発言されております。そして、19年度で特別特筆すべきものがあつたのかとおっしゃったわけですが、私はこの発言を聞いて驚きました。そして同時に、本当に市長が市民の暮らしぶりを隅々までわかっていないということを強く感じました。

さて、私は次に同和事業の問題で発言をしたいと思いますが、私が一貫して訴え続けている同和事業の廃止の問題です。

市長はこれまでも、行政は平等でなければならないとよくおっしゃっています。一番大切な部分でいまだにそれが改善されていないのではないのでしょうか。これは同和予算の運用についてもいまだ改善されていないということです。このことを私は許すことができません。同和対策費で19年度の決算が25,697,484円、社会同和教育費で12,541,262円、合計38,238,746円です。

私は予算のときも申し上げておりますが、いろんな集会などに参加する負担金などの問題も非常に重要なことだと思います。この参加のあり方についても、やめるべきだということをおしは常に申し上げております。例えば、部落解放同盟の新春旗開きの参加、これも組織された人だけじゃありません。市の職員なども出ること、また、行政との懇談会参加負担金などというのを出されておりますし、県内の会員交流研修参加負担金などというのも出ています。この件については、当初予算では1人13千円の8人ということで計算がなされておりました。決算ではこれが10千円の8名ということで、1人3千円負担が少なくなっておりますが、これは当初意見を述べたことで、こういうふうに減らしていただいたのかなと思っておりますが、それでも私は許すことはできません。特に、わずかな構成員である部落解放同盟に1,757,834円、全日本同和会に3,166,340円の団体補助金の支出は最も許せないものです。38,000千円、これだけのお金があれば、わずかな団体補助しかもらっていない福祉団体の人たちの補助金をふやすこともできるでしょう。または、その中から福祉や教育費に回すことだってできると思います。特に同和事業については、国は終止符を打っております。

私は常に申してきましたが、同和事業にかかわるもので必要な分については一般事業の中

で組み込んでいくということを取り扱いながら、そして、この問題については早く終止符を打たせることを望むものです。行政の一番大事な平等であるという面から見ても、私は今回の決算には反対の態度をとりたいと思います。

ただ、一部ではありますが、19年度は長年の市民の、特に子供を持つお母さんたちの願いであった乳幼児医療費6歳までの無料化が実現しました。また、子育ての問題でも少しずつ進展の芽も出てきていることは評価をしたいと思います。このことを最後につけ加えまして、反対の討論にしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに。2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

私は、議案第50号から55号、平成19年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について外6議案について、賛成の討論を行いたいと思います。

19年度は、税源移譲が行われ住民税が増加したことや市内企業の収益増などがあり、市税が前年度より10.6%ふえ、3,068,000千円になりましたが、その一方、地方譲与税や地方特例交付金、地方交付税などが減らされて、依然として厳しい財政収入であったと認識をいたしております。一方、歳出については、投資的経費として庁舎施設など整備事業や道路整備事業費の増加、公共下水道事業特別会計への繰り出し等で、歳出決算額は前年度に比べ2.9%の増加となっております。そのような中で、人件費の抑制や各種事業の見直しに取り組まれ、結果的に199,000千円ほどの黒字決算となっております。財政調整基金を取り崩すこともなく、減債基金に積み立てもできており、評価できるものと思っております。

財政指標につきましても、経常収支比率が93.9%と前年度に比べ1.4ポイント減少しておりますし、実質公債費比率も18.6%から18.5%とわずかではありますが減少。財政力指数も0.441から0.442と18年度に比べて改善をされており、公共下水道会計、国民健康保険会計への支援繰出金等がこれらの指標を押し上げる要因になっていることから、改善を求めるものですが、平成17年度から取り組んでこられた財政基盤強化計画の着実なる実施の効果があらわれていると考えております。

各事業におきましても、先ほど松尾征子議員のほうから報告があったように乳幼児医療費の助成が従来3歳児未満であったものを、市の単独事業として就学前まで引き上げられたこと。また、働きながら子育てを行っている家庭への支援策として、前年度まで3小学校区で開設されていた放課後児童クラブを全小学校区で開設し、既存のクラブにおいても拡充が図られており、今後懸念される少子化や夫婦共働きに対する対応もとられており、評価をしたいと思います。

今後、地方交付税の縮減がさらに進むことや、景気の動向の不透明さなどから厳しい状況も予想されますが、健全な財政運営がなされることを確信し、平成19年度の決算認定に対し

賛成をいたします。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第50号 平成19年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第50号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第51号 平成19年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第51号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第52号 平成19年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第52号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第53号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第53号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第54号 平成19年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第54号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第55号 平成19年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第55号は提案のとおり認定されました。

しばらくお待ちください。

お諮りします。議案第56号及び議案第57号の2議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第56号及び議案第57号の2議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第3 議案第56号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第3. 議案第56号 鹿島市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

議案第56号 鹿島市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は2ページから3ページでございますが、議案説明資料1ページ及び2ページの新旧対照表で御説明いたしますので、そちらのほうをごらんください。

ごらんいただきますとわかりますように、条例第2条及び条例第11条は地方自治法の引用条文を変更するもので、条例第6条及び8条は文言の整備でございます、条例の趣旨や内容の変更などが伴うものではございません。

これまで、条例第2条に規定しております認可地縁団体の仮代表者、特別代理人や清算人に関すること及び条例第11条の認可地縁団体が解散した場合には、民法第34条、公益法人の設立の規定ですが、その規定に基づき設立された団体に関する規定を準用していました。しかし、今回、公益法人制度改革で一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が平成20年12月1日に施行されたことに伴い、ちょっと長い法律ですが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に

伴う関係法令の整備等に関する法律が施行され、これまで準用していた民法の規定は廃止されました。

そこで、認可地縁団体について条例でこれまで準用していた民法の規定と同様の内容の法の規定が必要となり、先ほど申し上げました整備法において、新たに地方自治法に追加され規定されました。そのことにより、条例第2条及び第11条の引用条文を変更することが必要となり、今回の条例の改正をお願いするものでございます。

また、条例第6条及び第8条の改正は、地方自治法施行規則において「事務所」が「主たる事務所」に改められたことにより、認可地縁団体の事業所の登録などに関して条例中「事務所」といたしていたものを「主たる事務所」に改める文言の整備をお願いするものです。

以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第56号 鹿島市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第56号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第57号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第4. 議案第57号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

議案第57号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書の4ページをお願いいたします。

今回の改正は、平成20年度地方税法改正で所得税の控除対象として認められていた寄附金

のうち、地方公共団体が条例で指定した寄附金について、住民税の寄附金税額控除の対象とすることができるという制度が創設されたことによる改正でございます。

平成20年9月の市議会定例会で議決を得ました鹿島市税条例の一部を改正する条例の中の寄附金税額控除に関する条項に新たに、佐賀県税条例の寄附金税額控除に準じた規定の追加をお願いするものであります。

この県の条例に準ずるといたしましたのは、御承知のとおり市民税は県民税と同じ申告、同じ所得、同じ控除をベースとして税額を計算いたしますので、今回、この改正につきましても、県税と同じ制度の運用で賦課を決定するというものでいたすものでございます。

控除の方式につきましては、税額控除方式、控除率は寄附金額の10%、市民税が6%、県民税が4%、控除対象限度額は総所得金額の30%、適用下限額は5千円ということであります。

それでは、改正案について別紙議案資料の3ページ、鹿島市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の新旧対照表で御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、寄附金税額控除の第34条の6第1項第2号の次に、次の1項を加えるということになります。

第3号 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項及び租税特別措置法第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものと含む。）のうち、次に掲げるものということで規定をいたします。

ア、県内に事業所を有する法人または団体に対する寄附金。主なものといたしましては、国立大学法人、それから国立病院機構法人、私立学校法人、社会福祉法人、それから、国税庁長官が認定したNPO法人等があります。市内では、主には社会福祉法人として社会福祉協議会、それから保育園、それから私立学校法人として幼稚園、あと福祉法人としての障害施設、老人福祉施設等がございます。数えまして21法人等が現在予定をされるんじゃないかなというふうには見込んでおります。

それから、イ、公益信託に関する法律第2条の規定により佐賀県知事または佐賀県教育委員会の許可を受けた公益信託に支出した金銭ということで、公益信託といいますのは個人や法人が財産を学術、慈善等の公益目的を実現するために運用する信託でございます。

それから、ウ、ア及びイに掲げるもののほか、特に県民の福祉の増進に寄与するものとして佐賀県知事が指定した寄附金または金銭ということで、これは申請による個別指定でございます。

次に、2ページをお願いいたします。

個人の市民税に関する経過措置、附則第2条第24項につきましては、平成20年12月1日から施行されました公益法人制度の改正の中で、その移行期間が5年間ということで定められたことにより、公益法人に関する規定の適用については、その経過措置を設けるものでござ

います。

現公益法人、全国で2,500ほどございますけど、特例法人として一般財団法人、一般社団法人ということになります。取り扱いといたしましては、それと同じ現公益法人が取り扱いをするということで、今後は公益法人認定法による認定を受けまして、新たな公益社団法人、公益財団法人ということになるものでございます。

以上、説明を終わりますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま御説明をいただきましたが、ちょっと私よくわかりませんのでお尋ねをしますが、ふるさと納税制度というのができていますね。これとの関連も何かありますか、同じ寄附は寄附だと思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

お答えをいたします。

9月の議会にふるさと納税に関する寄附金というのを議決いただいたわけですが、その寄附金に今回新たに社会福祉法人等に対する寄附金を設けるということで、前回、9月に寄附金控除に関する条例改正をしたわけですけど、まず、この寄附金をされた場合の例を申し上げますと、例えば、まず所得税で寄附金額を100千円されたとしますよね。100千円されたとしますと10千円、100千円の1割、これは所得税で税額控除いたします。

それから、あと一般的な寄附金ということで市町村が今回上げております、市町村が条例で制定する寄附金、それから赤十字等への寄附金、これは従前からあったわけですけど、これに対する寄附金額の10%、そして、あと残り80%、これがふるさと納税という形で特例寄附という形になります。

したがいまして、所得税と住民税を合わせまして、すべて税額控除がありますよということでございます。ただ、ふるさと納税につきましては、残り8割なんですけど、限度額がありまして、所得割額の10%という形になっておりますので、寄附全額云々という形にはならないんじゃないかなと、それぞれあります。

ただ、下限額は国税も住民税もすべて5千円が下限額でございますので、トータル的にはほぼ10割ぐらいですね、寄附金控除があるという考え方でよろしいんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第57号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第57号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。11時15分から再開をいたします。

午前11時3分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第5 議案第58号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第5. 議案第58号 鹿島市生涯学習センター条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。谷口生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口秀男君）

議案第58号 鹿島市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の条例を提案しました理由は、生涯学習センターに指定管理者制度を導入したいので、この提案をさせていただくものでございます。

議案書につきましては、6ページから10ページをお開きください。

それから、説明資料は5ページから12ページ、条例の新旧対照表でございます。新旧対照表に基づいて御説明を申し上げます。

説明資料の5ページの新しい欄をごらんください。

まず、第3条の管理運営でございますが、センターの管理運営は教育委員会が行うことを定めたものでございます。

次に、第4条 開館時間でございますが、これは鹿島市生涯学習センター条例施行規則で定めていた開館時間を指定管理者制度の導入に当たって、条例で定めることにしたものでございます。これまでどおり、開館時間を火曜から金曜まで、午前9時から午後10時まで、土曜、日曜、祝日を午前9時から午後5時までとするものでございます。

次に、第5条 休館日でございますが、この規定も規則で定めていたものを条例で定めることにしたものでございます。毎週月曜日、そして、月曜日が国民の祝日に当たる場合はその翌日、そして、祝日の翌日と。これはこれまでと変わっておりませんが、3号につきまして、12月29日から翌年の1月3日までの日としておりましたけれども、これを12月28日から翌年の1月4日までの日とするものでございます。

次に、6条でございます。これは、センター及び附属施設備品の使用の許可の規定でございます。この規定も規則で定めていた附属施設備品を条例で定めるものでございます。

次に、6ページをお開きください。

第7条、これは特別設備等の許可でございます。

第8条、これは使用許可の制限でございます。

そして、第9条ですけれども使用料、別表第1及び別表第2のセンター及び附属施設備品の使用料でございます。この使用料についても同額でございます。

そして、第10条が使用料の不還付ということで入っております。

次、7ページをお開きください。

第11条は使用料の減免でございます。全額減免及び一部減免を規定したものでございます。

第12条 目的外使用または権利譲渡の禁止。それから、第13条 使用許可の取り消し等。それから、第14条 原状回復義務。第15条 損害賠償。第16条 入場の制限の規定でございます。

次に、8ページをお開きください。

17条は立入検査でございます。

次に、第18条 指定管理者による管理でございますが、今回の条例の一部改正の主なるものでございます。これは、教育委員会は指定管理者にセンターの管理を行わせることができるという規定でございます。

次に、第19条 指定管理者の指定の手續等でございますが、これは鹿島市、公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例の定めるところによるという規定でございます。

次に、第20条 指定管理者の業務の範囲でございますが、センター等の使用の許可に関すること。センターの施設及び設備の維持管理に関することなどを業務の範囲と定めたものでございます。

次に、第21条 利用料金。これは、指定管理者に利用料金を収受させることができることなどを定めたものでございます。

次に、9ページをお開きください。

第22条の準用でございますが、第4条 開館時間、第5条 休館日、第6条 使用の許可、第7条 特別設備等の許可、第8条 使用許可の制限、第13条 使用許可の取り消し等、第16条 入場の制限、第17条 立入検査の規定は、第18条の規定によりまして指定管理者にセンターの管理を行わせる場合について準用する規定でございます。この場合において、第4条から第8条まで、そして、第13条及び第16条の「教育委員会」とあるのを「指定管理者」と読みかえ、そして、第17条「職員」とあるのを「指定管理者」と読みかえる規定でございます。

10ページをお開きください。

別表第1の生涯学習センター使用料等の表の中で、備考の使用時間の延長の中で使用時間を掲げております。

最後に附則でございますが、議案の10ページをごらんください。

この条例の施行日を平成21年4月1日といたすものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ございませんか。1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

指定管理者制度の導入ということで説明を受けましたけれども、基本的な考えとして、この後にも2つの案件がございますが、指定管理者制度を導入する最大の目的についてお伺いをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

谷口生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口秀男君）

お答えいたします。

最大の目標ということでございますが、さきの全協でも御説明いたしましたけれども、平成17年8月に財政基盤強化計画の成案が発表されたところでございます。その中でもエイブル全館と市民会館全館の維持管理、ホール業務、図書館運営、生涯学習事業を指定管理者制度に移行する。それからもう1つ、これに関連することですけれども、コスト削減を図ることが目的の一つであるが、さらに民間活力によるサービスの向上、本来、市民立楽修大学理念として計画したものであるということで、こういう財政基盤強化計画の中にも明確に上げられておりますし、1つ導入方針でございますが、これは後ほど出るかと思いますが、公募、指定単独指名の形をとらせていただきますけれども、施設の性格とか設置の目的、これを管理運営をゆだねる団体ということで、候補者として選定を行ってきたところでございます。

それから、大きな目的というのは、かしま市民立薬修大学が指定者の候補でございますけれども、特に市民による自主的な運営というふうな大きな目的がございます。その中には、市民の自由な企画、発想が可能、それから、利便性が高く身近な図書館である。そういうふうなちょっと説明をいたしましたけれども、目的はそういうことでございます。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

先ほどの答弁で、後で質問をすることをちょっと先におっしゃいましたので、ただ私が今回、先ほど質問をいたしましたのは、この最大の目的というのは、今おっしゃったように財政基盤強化計画によって財政削減に努めるということが一つの目的と、それともう1つは、民間活力ということを含めて、さらにサービスの向上ということを答弁としてもらってよろしいわけですね。

○議長（橋爪 敏君）

谷口生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口秀男君）

今言われたとおり、大きな目的はそれでございます。

それからもう1つ、訂正でございますけど、これは条例改正案でございます。先ほど市民立薬修大学という言葉を出しましたけれども、これは条例案では直接はございません、済みません。その件については御訂正をお願いします。目的はそういうことでございます。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

もう1点質問をいたします。

指定管理者制度についてですけれども、今回条例として生涯学習センター、またエイブル、市民会館という形で3点上げられると思いますが、この分野というのは非常に市民の方々と接する機会が多い。特に昨年も地区公民館の委託のときに私は申し上げましたけれども、やはり行政の方々と市民の方々と、今までも十分に市民の活力を最大限利用されて、うまく運営をされてきたと思います。

確かに、財政上、人件費の削減等効果はあるのかもしれませんが、何か財政基盤強化計画ということで市民と行政とのかかわりがどうも薄くなるような形になりつつあるのではないかなと、一番市民と行政が接触を持てる場、もしくは協力して、また協働してやれる場というところが指定管理者制度という形で行政から委託をされて、行政は少し引いて、市民は市民でという形になられていると思うんですけれども、一番大事なところ、結局、行政が一番市民の方々のことを聞ける、また、市民の方々の動きがわかるところがどうも行政のほうか

ら離れていっているような危惧があるんですけども、どのようにお考えになられるでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私は松田議員と一緒に、一民間人として生活をしてきましたし、そういう立場で今、市政運営もやっております。

正直申しまして、まず職員をさっき評価いただいたように一生懸命頑張ってくれていてます。ただ、やはり行政という一つの壁は何らかの形で感じるときも多うございます。

そういう中で、やはり市民みずからが自分たちの市民の感覚で運営をしていくというのは、私はより市民に近づくことだと、市民の気持ち、市民の要望により近づけることだというふうに私は考えまして、今回提案をしております。

そしてまた、このことをすることによって結果的に財政的に非常に、財源が捻出といったら怒られるかわかりませんが、そうできるということになります。したがって、一番行政でないといけない、またしたらいけないことは、これはもう当然行政が直接やっていくわけでありまして、必ずしもそうでない部分は民間に指定管理者制度を導入することによって、先ほど申しましたようなことを私はねらっていると、こういうことであります。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

私もその指定管理者制度自体を否定するつもりは全くありません。ただ、先ほど市長の答弁にありましたように、特に生涯学習センターのエイブルの事業については市民の方々も、また行政の方々も一緒になって本当によくここまで運営をされてこられていると思いますので、できるだけやっぱりそういう協働でやれるところは、行政のほうも一緒になって私はやっていったほうがいいのではないかと。財政的な問題もありますし、細かい点については最後の時点でまた質問をしたいと思いますが、何か今行政を見まして、どこかでは対話がどうか、話がしにくい、一番その対話ができてうまくやっているところが、逆に行政のほうから離されていくという感じをどうしても私が受けたものですから、本当に一番大事な皆さん方と市民の方々との接点というのが、余りにも財政という観点から離れていっては僕はいけないと思いますので、そういう意味で質問をいたしました。

ですから、指定管理者制度の導入ということでもありますけれども、できるだけ行政も指定を導入されて管理者のほうに何でもかんでもということではなくて、もしこういう制度を利用されるということであるんだならば、行政もできるだけサポート、また配慮というものをさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

確かにそのとおりなんです。印象としては、行政がいよいよ手ば引きよる、引いてしまふよつとやなかかと、こういうふうな印象を持たれると思いますが、実態としては、そういうふうにならないように、例えば、我々行政が持っている情報を提供するとか、あるいはアドバイザーといいますか、あるいは協議、こういうものについては綿密に今後もやっていきます。

したがって、行政とのそういう今申し上げたような部分で言いますと、今までと変わらないような機能をちゃんと付随してやっていくと、こういう気持ちであります。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今回の審議のあり方が一応、大綱質疑と委員会付託となっておりますので、細かいことはお尋ねしませんが、1点だけ教育長のほうからお答えをいただきたいと思いますがね、先ほどいろんな問題、どういう目的かというのはもう最終的には財政問題だと私は受けとめておりますが、特にこの生涯学習センターというのを設置されたものは一様にありますように、市民の文化の向上と健康の増進に寄与するというようなことを書かれておりますがね。生涯学習の一応、中心的な発信の場所だと私は理解しておりますがね。そういう面でお尋ねをしますが、生涯学習、社会教育ですね。ここで基本的なことで教育長にお尋ねします。

社会教育の目的と役割をどのようにとらえられているのか、その辺を1つだけ私は教育長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

お尋ねの件は、社会教育につきましてはもう今までどおり留保していきたいというふうに思っております。まさに、市民力といいますか、この辺を上げることが社会教育の一つの目標であろうし、学校教育以外を社会教育と申しますけれども、市民全体がそういう教育力のアップをすることが社会教育の理念であり、役割だというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

申しわけないですが、余りにも私の質問に対してこたえられていないと思うんです。社会教育の目的だとか役割というのをもう少し詳しくおっしゃっていただきたいと思いますが

ね。ただそれだけで終わるんですかね。答弁できなかつたらそれでいいですがね。それによって今後、今回の条例案の問題点なんていうのが出てくると思うんですよね。もしできればしていただきたい。それで終わりならそれで結構です。私もあとは質問しません。委員会の席で質問していきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

済みません、私、今、総務課ですので本来答えるべきじゃありませんが、前任が生涯学習課長で、このエイブルの委託の問題にかかわっておりましたので、今の松尾征子議員の御質問に関連ですけど、社会教育はという大きな話ではありませんが、このエイブルを指定管理者制度に持っていくのはエイブルの中の、生涯学習課の中の仕事の中の文化事業、講座事業、それを残し、エイブルの維持管理、施設の管理をお願いするというものでありまして、今までの少年教育、高齢者教育、そういうものはすべて生涯学習課の中に残ります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私はそういうことをお尋ねしたんじゃないですよ。一番基本的なことで、やっぱり私たちが知っておくべき問題だったのでお尋ねしました。それを教育長がここで、すかつと御答弁できないというのは残念ですが、もうあとは結構です。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ございませんか。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

質問いたします。

先ほど松田議員の質問にも関連すると思いますが、前回、指定管理者の問題があったときには地区の公民館の指定管理者制度への移行の問題があったと思います。そのとき私は、財政の問題よりかは、市長が本来持っている市政運営の中でのソフト事業としてのいわゆるコミュニティセンター化という問題があるから、私は非常にいいことだねということで賛成をしたんですね。コミセン化という市長が従来なかなか果たし切れなかったものを、幸い指定管理者という制度ができたために、その問題が解決をしていったというふうに思っております。

ただ、今回の指定管理者の問題が地区の場合よりもう少し複雑化しているのではないかなというふうに思っておるわけです。その次に出てくる図書館の問題、市民会館の問題、それぞれ性質が違うんじゃないかなというふうに思っております。

改めて指定管理者という制度の導入について、先ほど財政基盤を含めて、あるいは市民との接点をより効果的なものにして市民の教育力を高めるというんですかね、市民みずからがそのような方向で行くという御答弁がありました。改めて指定管理者というものをどちらのほうに重きを置いて今回の導入を図られようとされておるのか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

谷口生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口秀男君）

先ほど申しましたように、財政基盤強化計画の経費節減は当然大きな目的でございます。

それから、やはり公共サービス、市民サービスが低下にならないように、向上するような大きな目的で導入をしたというところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今回の指定管理者制度の導入というのは、施設を指定管理者として指定すると、施設の管理運営を、こういうことです。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

細かな問題は、どうせ委員会付託という形で行くんでしょうから、それはそれで、そのときに細かな問題はするにしても、私が言っているのは、いわゆる財政基盤であれば、やはりもう少し具体的なもの、例えば、全員協議会の資料として出されてはおりますが、よくわからないとか不十分であるというように私は思うんですよね。財政基盤強化だったらどれくらい削減できるとか、あるいは業務分掌をどのように分けるとかね。先ほど運営と業務の中身との問題が言われましたが、その業務分掌がどうなっていくのか、ちょっとよく私まだ理解していない。というのは、例えば課長さんたちが、今おられる方がどういうふうマイナスになって、職員がマイナスになって、そのかわり民間が入るといったこととか、そういうのがまだ私には理解できていない。

もう1つ財政の問題で、結局、計画で削減をするということであれば、ある程度削減がどの程度できますとか、具体的な数字で言ってもらわないといかんなど、全協ではそこまで出ていないと思いますね。職員の配置図、職員の数とか、そういうのは出たと思いますが、改めて、その点どうでしょうか。出ていないようだったら、この次でも結構ですから出してもらうようにですね。

○議長（橋爪 敏君）

谷口生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口秀男君）

お答えいたします。

全協の資料の14ページやったですかね、資料編でございますが、横長の17年体制、19年体制というふうなことで、23年体制までの表をお示ししているかと思えます。その中で、17年体制をベースにしまして20年体制、21年体制というような表現をしております。

それで、人数でございますが、20年度は全部で29名ということで、これにつきまして20名が職員で9名が市民立楽修大学の職員でございます。そして、計画では全部で30名ですけども、市民立楽修大学が26名、市4名というふうな御説明をしておると思えます。

そして、人件費について効果額をお示したと思えます、32,687,959円。そして、22年度35,057,484円、23年度が37,749,965円というふうに御説明をしたかと思えます。そういう人件費の効果があると御説明しました。

そして、あとの管理費と物件費につきましては当然、市長が申しましたように管理部門でございますので、21年度については当然予算は精査していくようになるわけですけども、基本的には今のところ、その同額ということで見込んでおるところでございます。

それから、移行業務とか非移行業務ですけども、これにつきましても全協の資料の3ページの中で御説明申し上げたと思えますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ちょっと補足をさせていただきます。

先ほど課長が申しましたように、この金額にする効果は最終的に23年度、順次年度ごとに書いておりますが、最終的には37,749,965円、これが効果としてあらわれます。

また、さっきの松田議員の質問にもありましたが、市の職員もすぐ全員引き揚げるということじゃなくて、少しずつ引き揚げるという計画にしておりますので、そういう意味でもごらんになっていただきたいというふうに思います。

なお、削減効果の金額を申し上げましたが、人件費以外は、これは指定管理をしようと、するまいと、上がる分については上がる、下がる分については下がるということですので、それを除いて人件費で比較をしたと、こういうことでございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

質疑は大綱ですから、わかりました。経費節減の効果を大体30,000千円以上のことで人件費として予測をしているということですね。

先ほど市長のほうはいわゆる、僕が気にしていたのは分掌規程がはっきりしていないというのは、例えば清掃管理ですね、そういうものがどっちの分野になるのかなというようなことがちょっと気になったものですからそういうお話をしました。それはそれで、また後で御質問申し上げます。

それともう1つ、今度は市民のコミュニティーの、市民と市民とのいわゆる教育力を高めるといふ分野でのお話でしたが、先ほど言ったように、市の職員は本来ならば市民サービスといいますか、非常に前面に窓口で一生懸命頑張っていくのが、あるいは企画をしたりしていくのが市の職員の仕事だと思いますが、市の職員ができなかったから市民に任せるんですかね。どうですかね、そこら付近が何かはっきりしていないとか、しっかりしていないといいますかね。本来ならば市の職員がやっぱりそういうふうにして市民をリードしていくとか、そういうものが本来ならなきゃいけない。それを責任逃れと、そこまでは言っちゃいけないんでしょうけれども、一応縮小するわけですからね。そういう点の御心配を私はしますが、どうでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

私のほうから組織の面でお答えをさせていただきます。

財政基盤のほうが先にこの問題は出てきておりますけれども、話として始まったのは組織のほうからのことでした。

先ほど市長が申しましたように、職員でやったほうがいい仕事とか、職員でも市民でもできる、市民がやったほうがいいというような区分けをしながら、鹿島市の全部の仕事について検討を加えました。検討していく中で、この教育の部分、生涯学習課の部分につきましては、職員でやるには土曜、日曜、夜間の問題、それから、年度をまたがった予算の問題。というのは、その次年度の事業を今年度から準備ができないという問題とかいろいろございました。この問題は、職員が直接表に立ってやるよりも、むしろ市民の皆さんにお任せしたほうが企画、実行というのはやりやすいんじゃないかというような結論で、組織のほうからは、どういった形にせよ民間のほう为主体になるほうがいいんじゃないかという結論に達しました。

それからもう1つ、社会教育の話も出ておりましたけれども、社会教育をどうしていくんだというところの話もしましたけれども、これは生涯学習という概念が出たときに、もとの久保山の梶山先生とお話をしたことなんですけれども、ソフトボールに例えますと、ソフトボールのルールをみんなに教え伝えていくというのが社会教育の役割じゃないかと、そうす

ると、ソフトボールの楽しさをみんなに広げて、ソフトボールを楽しんでいこうというのを広げていく、これが生涯学習じゃないかというような整理をしたところでございます、概念的な整理をしたところでございます。

そういう面では、社会教育という部分を市の職員のほうで担いまして、楽しみのある生涯学習というんですか、みずから楽しんでいこうという部分を今度の指定管理の中でやっていただければより使いやすいものになるんじゃないかと、これは組織のほうからの考え方でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

また頭がこんがらかってくるわけですが、社会教育と生涯学習の概念の違いが何で今ごろまた出てくるのかなど。本来なら生涯学習という形で一本化されているんじゃないかと、法的にはそういうのが残っているにしても、いつ何でもどこでもだれでもというようなことについては、僕は社会教育であれ生涯学習であれ一緒かなど。ただうちで、あえて区分けをする必要はないんじゃないかというような感じがしますが、それはそれとして、また後で議論をしましょう。

とりあえず、そういうことで市の職員の方も、最後はやはり市民のやることで市民に責任を押しつけるのではなくて、最終的にはやはり市長みずからも、そういうことでは何かあったときのことは市のほうで責任を負うということなんでしょうから。ただ、やっぱり応援団には立ってほしいと思うんですよね、いつでもね。やっぱり市の職員皆さんが市長の方針で、例えば消防団に参加せろとか、市の職員も地域に帰れと、そういうことを市長はおっしゃっておりますから、そういう意味では、今回指定管理者に移行するにしても、やはり最後まで応援団として役割を果たしてほしいというふうに思っております。

終わります。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

全くそのとおりなんです。もう後は知らんばいと、こういうふうなことでは決してございません。先ほど申しましたように、まず移行の仕方としても少しずつ年度ごとに市の職員を引き上げていって、そして、その受け入れ先のほうも練度を増していただいで、最終的に自立をしていただくようになります。

それからもう1つ、前回の御質問の中でありましたように、市の直営でしとっていいじゃないかと。それは、例えばぎりぎりのという前提つきで申し上げますと、住民サービスと

いう面から市で直接やる今までのやり方と、それから、今回指定管理制度によって受け入れ先の人たちがやっていただく場合と、サービスの低下ということに本当になるのだろうか。我々は一応といいますか、今までより以上の住民サービスができるようにということですが、最低限のところでも例えば同じだとしたら、毎年37,000千円ずつお金が捻出できるわけですから、そっちのほうがいいと。ぎりぎりの議論としてはそういうふうになると思います。ただ、できれば冒頭に申し上げましたように、やはりここで社会教育と生涯学習ということに立ち戻るわけですが、結局、生涯学習というのはみずからの人生、あるいは日々の暮らしの中で、みずからがどういう豊かさを求めていくか、これが生涯学習の根本だと思っています。つまり、市民みずからが自分たちで企画立案をして、そして、いろんなことを市民に、自分たちが市民として関知したもの、あるいは市民としての企画、こういうものを同じ市民に提供していく。

それから社会教育というのは、やはりこれはもう残すわけです、社会教育部分は。そして、今までどおり市の行政と住民の皆さんとの間での社会教育というものを広めていくと、こういうことでもあります。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

市長は37,000千円削減されるということでございましたけれども、そんなに市の職員の場合と民間に例えば指定管理者で委託した場合、逆に言えば、市の職員の方の経費が高いのかなど、民間にすれば37,000千円も安くなる、これもまた理不尽なところがあるような気がします。これは今後検討していただくように御希望を申し上げておきます。

終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

ほかにないようでございますので、質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第58号は会議規則第36条第1項の規定により、文教厚生産業委員会に付託をいたします。

午前中はこれにて休憩します。なお、午後1時から再開をいたします。

午前11時55分 休憩

午後1時 再開

○議長（橋爪 敏君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第6 議案第59号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第6、議案第59号 鹿島市民図書館設置条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。谷口生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口秀男君）

議案第59号 鹿島市民図書館設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。今回この条例を提案しました理由は、市民図書館に指定管理者制度を導入したいので御提案をさせていただいております。

議案書につきましては、11ページから14ページでございます。

説明資料は、13ページから15ページの条例の新旧対照表で御説明をいたします。

説明資料の13ページの新しい欄をごらんください。

まず、第3条の管理運営でございますが、市民図書館の管理運営は教育委員会が行うことを定めたものでございます。

次に、第4条 事業、第5条 開館時間でございますが、これまで鹿島市民図書館規則で定めていた事業と開館時間を指定管理者制度の導入に当たって条例で定めることにしたものでございます。事業、開館時間はこれまでと変わりません。

14ページをごらんください。

第6条 休館日でございますが、この規定も、これまで規則で定めていたものを条例で定めることにしたものでございます。これは指定管理者制度の導入とあわせ、生涯学習センターと同じ休館日とするものでございます。全館祝日は開館となるものでございます。館内整備日と特別整備日はこれまでと変わりません。

次に、第7条は利用の制限、第8条は損害の弁償の規定でございます。この規定も、これまで規則で定めていたものを条例で定めることにしたものでございます。

15ページをごらんください。

第9条は、これまでと同じく図書館協議会の設置でございます。

次に、第10条 指定管理者による管理でございますが、教育委員会は指定管理者に図書館の管理を行わせることができるという規定でございます。

次に、第11条 指定管理者の指定の手續等でございますが、鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手續等の関する条例の定めるところによるという規定でございます。

次に、第12条 指定管理者の業務の範囲でございますが、第4条に定める業務、図書館の施設及び設備の維持管理に関することなどを業務の範囲と定めたものでございます。

第13条の準用でございますが、第5条 開館時間、第6条 休館日の規定は、第10条の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合について準用する規定でございます。この場合において、第5条、6条の「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読みかえる

規定でございます。

最後に附則でございますが、議案の14ページをごらんください。

この条例の施行日を平成21年4月1日といたすものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

午前中の前後の議案と同じく指定管理者制度の移行を目的とした条例改正でございますが、少し午前中の議論の印象からすれば、こんな形で指定管理者制度というのはコスト論だけではないという説明もいっぱいあっておりましたので、それはそれとして理解はいたしますが、役所の仕事というのは、本体までそんな論理でいけば可能ではないかなという印象すら持てるような、その程度の理由でいいのかなという印象も受けておるわけなんですけど、それは私の勝手な印象ですから、それに対する答弁は要りませんけど。

三、四点になると思いますが、質問をいたします。大綱質疑ですので、大綱の質疑をいたします。

現在、全国の要するに市立とか都立というものありまじょうし、県立というのもありますけど、町立もありますが、そうした公立の図書館がどの程度、指定管理者制度に移行を既にしておるのか、パーセンテージでわかれば示してください。

○議長（橋爪 敏君）

谷口生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口秀男君）

お答えいたします。

パーセンテージというか、数字を把握しておりますが、2007年度までに導入した官の指定管理者の数でございますけれども、民間企業が59、（「総数を言って」と呼ぶ者あり）総数129でございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

現在における指定管理者への移行をされたのが129図書館ということですが、これは若干古さがあるかもわかりませんが、今年1月18日に開会をした169国会時点での衆参の委員会で発表されておる数字が1.8%程度にとどまっているようです。

特にこういう社会教育に関する施設の民間への委託に関しては、国のほうとしても一方では指定管理者制度を進める方針を持ちつつ、非常に慎重になっておられるというふうなことです。

そこでお尋ねなんですけど、169国会で渡海文部大臣が、これは衆参同様の趣旨だったと思うんですけど、慎重になられているその答弁の内容をおわかりになれば、ここで述べてください。

○議長（橋爪 敏君）

谷口生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口秀男君）

今国会の6月3日だったと思うんですけども、今言われた大臣の答弁ということで、文部科学省は図書館への指定管理者導入に対してどのような認識を持っているかという質問に対して、指定管理者期間が短期であるために長期的視野に立った運営というのが図書館にはなじまないというか、難しいということ。また、職員の研修機会の確保や後継者の育成等の機会が難しくなる、こういう問題が指摘される、こういう点に懸念が起こらないようにしていただいた上で導入をしていただくことが大事ではないかと、恐らくそういうことで言われていると思います。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

衆参の同委員会での附帯決議が、そうした現場の実情、あるいは市民サービスという観点から、教育的観点から非常に懸念があるということで附帯決議がされております。それを受けてのただいま課長が答弁された趣旨の答弁が文科大臣から行われているわけですね。

ちょっと読み上げてみますが、文部科学省の社会教育調査によると、公立図書館への指定管理者制度の導入はまだ1.8%、その最大の理由は、指定期間が短期であるために長期的視野に立った運営というものが図書館になじまないというか、難しいということ。また、職員の研修機会の確保や後継者の育成等の機会が難しくなる、こういう問題が指摘されている。やっぱりなじまないということで1.8%なのかと受けとめていると。図書館に指定管理者制度を導入されるということであれば、先ほど言うような点についてしっかりとそういった懸念が起こらないようにしていただきたい上で導入をしていただくことが大切ではないかということを6月3日に答弁されております。それを今、谷口課長が要約をされて答弁されたわけでありませう。

そこでもう1つ、国の指導について、どういう指導があっているかについてお尋ねをしますが、6月6日にそうした国会でのやりとりを踏まえて、全国都道府県財政課長並びに市町村担当課長合同会議が開かれております。ここで留意点が示達をされておりますが、その内容について御報告をお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

谷口生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口秀男君）

お答えいたします。

平成18年6月6日に、先ほど言われたように3項目にわたって総務事務次官の通達がっております。そして、同じく開かれた全国都道府県の財政課長、市町村担当課長会議で留意点を述べられております。

それにつきましては、指定管理者制度の選定過程に関する留意事項、それから、指定管理者に対する評価に関する留意事項、指定管理者の協定等に関する留意事項、委託料等の支出に関する留意事項ということで認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

そのとおりの留意事項について指示といいますか、各自治体では十分留意をしていただきたいということが述べられております。

それを踏まえての話なんです、行政として評価をされた、その結果について市民に公表をして市民の意見を聞いたり、あるいは図書館の運営について専門的に審査といいますか、検討をいただく機関、図書館協議会といいますか、こうした機関といいますか、団体の意見を十分尊重して事を進めるべきだということが、情報公開という意味ではそれが具体的な課題です。

この図書館協議会に諮られた結果と、市民へその方針について開示をどういう形でされてきたのか、どういうふうに市民の意見を聴取されているのか、この点についてお尋ねをいたしておきます。

○議長（橋爪 敏君）

谷口生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口秀男君）

お答えします。

図書館法に図書館協議会の設置というのが義務づけられております。今回の条例案にも掲げておりますが、毎年図書館協議会を開催し、今年度ももちろん開催いたしましたけれども、指定管理者制度の導入についての御説明をしてきたところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）ちょっとお待ちください。

○議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。

午後1時15分 休憩

午後 1 時15分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

谷口生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口秀男君）

そのほかに、市民立楽修大学の設立審議会を平成17年11月1日から18年3月31日まで開催をしてきたところでございます。その審議会の答申の中に、かしま市民立楽修大学の設立、それから開校に向けてのこととか、エイブル、市民会館全面委託についての答申がなされているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

図書館協議会に説明をされて、今のお答えはそれに対する図書館協議会としての答申がなされた、ということですかね。

○議長（橋爪 敏君）

谷口生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口秀男君）

鹿島市の場合は図書館協議会はもちろん法でありますので設置しておりますけれども、諮問をして答申するという形式ではございませんで、いろんな経過を含めて御説明を申し上げて、それに対してのいろんな御意見を伺って生かしてきたというところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

図書館協議会に意見を行政として問うときの図書館協議会の協議の結果が、形として答申という形を出される場合とか、執行部に対して意見を、あるいは注文をつけるとか、そういうやりとりで終わるというケース・バイ・ケースでそれはあっていることですが、図書館協議会に諮ると、要するに「ごんべん」の「諮る」ですね。諮るというのは、図書館協議会としての意向がどうであるという答えが、この制度を変えるわけですから、出ておると思うんですけど、その図書館協議会の中で出された特徴的な意見と、諮られた結果としての総体的な図書館協議会としての結論といいますか、行政に対する意思をどういうふうに図書館協議会が返されたのか、そのことをお聞きしておるんです。

○議長（橋爪 敏君）

谷口生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口秀男君）

そのときの図書館協議会でございますが、そのときはエイブルの施設の維持管理費のこととか、光熱費、具体的な質問もされてきたところでございます。

それで、以前からずっと図書館協議会には経過も説明してきたところでございますので、その指定管理者の導入そのものについては、特に問題点というか、ぜひ推進をお願いしたいと。ただ、いろんな管理のこと、今申しましたけれども、光熱費のこととか、そういう御質問はあったところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

指定管理者制度への移行そのものについては特に意見はなかったと、いわば行政として同意とっておると、そこはそれでいいんです。その審議の過程で特徴的にどういうふうな専門家の方々としての御意見が出て、注文が出ておるのか、あるいは出ていないのか。その内容の主要な意見についてお答えをいただかないと、専門家がどう見ておるのか、我々も審議の過程として非常に大事な一つの参考になるわけです。そういった点でお尋ねをいたしておりますので、そのことについてのお答えをいただきたいということです。

○議長（橋爪 敏君）

谷口生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口秀男君）

御説明した中で、3名ほどの方から御質問がございまして、1人は今言った維持管理のこととか、それから、もう2人の方はエイブルの13年の当時からいらっしゃる方でもございましたので、図書館のいろんな蔵書のこととか、それから古文書のこととか、そういうふうな質問がお二人の中からあったと。だから、3人のほうから御質問があったところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

18年、19年の図書館運営協議会で、この指定管理について説明をしてきたところで質問があったことを御報告いたします。

まず、選書はだれがするのか、人員はどうなるのか、それから職員の処遇はどうなるのか。それから、さっきありました古文書の保管はどういうふうにしていくのか、そういうような課題の協議をお願いしたところです。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

それでは、今の質問に冒頭申し上げております、要するに市民への情報公開と、その市民の反応、これについてどういうふうな経過をたどっておるかについてお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、本格的には18年度ぐらいから、こういう問題についてはいろいろ議論をしてきたところであります。先ほど言いましたように、図書館協議会にもそうでありますし、また、市民立大学設立審議会というものを発足しまして、その中に市内の各分野の人たちにメンバーになっていただいて、このことについていろんな議論をしてもらっています。その結果、指定管理者制度の導入を前提として、これは導入すると、その場合には、民間企業ではなくて、受け皿として今回お願いしているほうがいいと、こういうことも答申してもらっています。

それで、市民への周知のことではありますが、まず、財政基盤強化計画、このことを私はいろんな場で市民の皆さんに直接訴えもしてきましたし、また、区長会でもるる説明をいたしております。この財政基盤強化計画を前面にぼんとそれだけ説明しますと、財政のためだけやろうもんという印象をお持ちになられる方もおられると思いますが、そうではなくて、財政基盤強化計画の中で、これを指定管理者制度に移行した場合に、その意義とか、効果とか、こういうものも議論をして、その結果、これは導入すべしということで財政基盤強化計画に入れた。財政基盤強化計画のその結果、出てきた数字が先ほど申し上げましたように年間これこれの37,000千円ですか、そのときはそこまで精密には金額は出ておりませんでした、かなりの効果があると、大まか出ていたと思いますがね。こういう順序をたどって、それで2年前から着々と私どもとしては進めてまいったということでもあります。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

財政基盤計画というその大枠の中での指定管理者制度への移行についての市の方針というものは、大枠そういった観点からの説明はされてきたのだろうと思います、今の市長の答弁のようにね。

ただ、これをその具体化を、どういう施設をするのかというのは一つ一つ、こういう条例改正措置をしながら進めておるといことです。

いずれの3施設にもかかわる問題ですけど、特にこの図書館、エイブル等、社会教育にかかわる施設については各段のそうした議論というのですか、合意を得てやる重要性というのがあるからこそ、国会でのやりとりから文部科学省による各市町村、県等の担当者会議等も開

かれて格段の留意を求められておるとい経過をたどっておるわけですので、そういった点でどの程度の説明が市民にされておるのか、そういった点での質問に対しては不十分なお答えにしかちょっと受け取れない感じがいたしております。

それから、次の項目に移りますが、複数の委託先ですね、指定管理者を複数の候補から選ぶということではなくて単独指名という方針を持たれているというのが、さきの全員協議会で説明をされておりますが、これに関してどうした配慮をしなければならないのかの、これはまた文科省の担当局からの説明があつておるとは思いますが、これについて資料があれば読み上げていただきたいし、資料がなければ口頭で結構ですので、執行部としてとらえておられる見解を述べていただきたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

谷口生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口秀男君）

そこでは、指定管理者の選定過程についてということで御承知のように書いてあるかと思ひます。それについての特定事業者の選定の説明責任についても問われているというふうに思ひます。（発言する者あり）

○議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。

午後 1 時 28 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

概略を私のほうから申し上げますと、指定管理者を選定する際の基準設定に当たって、事業計画書に沿った管理を安定して行うことが可能な人的能力、物的能力を具体的に反映させているか、これが1点です。もちろん、これはクリアしておると思ひますが。そして、複数の申請者に事業計画書を提出させることなく特定事業者を指定する際、当該事業者の選定理由について十分説明責任を果たしているか、この点がまだ疑問が残つておりますので聞いておるわけです。

それから、選定委員会のあり方、選定基準等について十分に説明責任を果たしているか。それから、選定委員には施設の行政サービス等に応じた専門家等が確保されているか。それから、情報公開等を十分に行い、住民から見て透明性が確保されているか。これが必要要件として示されておるわけですね。この点について、今日までの説明でも不十分だし、不十分だから前回改めて全員協議会で資料の追加をされて説明をされておりますが、こういった点

についてはまだ解明できていない状態にあるという印象が強うございますので、今こういった点についてお尋ねをいたしておるわけですが、端的にその件についての回答が今にわかに出せない状況というぐらいですので、かなりそういった点では軽い検討に終わっているのではないかという感想を持たざるを得ないというふうに見受けられます。いや、それは十分やっているよということであれば、説得性のある説明に訂正をされればどうかと、訂正じゃなくて追加されたらどうかというふうに思っております。

それから、次に移ります。

今回予定されている3施設については、単独指名のもとに市民立楽修大学のほうに委託をされる計画が立てられておりますが、私としても考える指定管理者に委託するという方向性を私が確認できれば、じゃ、次の段階として、その団体が最右翼に出てくる団体だろうということは私も十分理解ができます。できますが、この市民立楽修大学を代表する学長が今どなたなのか、その団体を代表する方の御氏名等が明らかになっておりませんので、そこら辺についてちょっと説明してください。

○議長（橋爪 敏君）

谷口生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口秀男君）

先ほどの質問でございますが、指定管理者制度の運用の留意事項の中で、指定管理者の選定過程に関する留意事項ということで、指定管理者を選定する際の基準設定に当たって事業計画書に沿った管理を安定して行うことが可能な人的能力、物的能力を反映させているところであるかと思えます。そして、複数の申請者に対して事業計画書を提出させることなく特定事業者を指定する際、当該事業者の選定理由について十分に説明責任を果たしているかというくだりだと思いますけれども、この件に関して、先ほど申しましたように、平成18年3月に市民立大学設立審議会の答申がっております。その中で、生涯学習及び図書館事業は利益追求を目的とする民間企業の参入はふさわしくない、指定管理は公募によらず、大学の委員と職員と市が協力して今後つくり上げる、かしま市民立楽修大学の単独指名の方向で進めていく、そういう答申がっております。それを受けて市のほうで単独指名の検討をいたしまして、そして市民立楽修大学のほうから申請がございました。そして、11月の初めでございますけれども、庁議で候補者を選定していったという経過でございます。

もう1点、ちょっと済みません、お待ちください。

市民立楽修大学の学長でございますが、21年度の規約の中に「大学の顔となり、精力的に活動・運営する学長を置く。」としておりますが、20年度までは現在の規約の第63条に掲げております学長に係る運営部会長が遂行するというところで、規約の中にも明記されておるところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

ちょっと議論のいきさつ上、それに直接つながっている62号に関連するような質疑まで踏み込んでおりますが、大綱質疑はもう私は、この3案件についてはもうこれで終わりたいと思いますけど、ただいまお受けしました御答弁等を踏まえて委員会審査に資したいと思うんですけど、ここで私がこうした議論をしているのは、ここで一つの足どめを加えようなんていう単純な発想じゃないんですね。かつて、どこの施設やったですかね、指定管理者制度に移行される際に、今後、指定管理者制度にこうした形で移行をする施設が想定されているのかということ、ここでただしたことがございます。そのときに、当時の総務部長は唐島総務部長ではなかったかと思うんですが、当面、今回——その当時のですよ、提案している施設以外については考えていないということ、答弁されたいきさつがでございます。

そういった点で、平成十五、六年ぐらいからですかね、平谷の施設の移行に始まって、つい最近では各地区公民館の指定管理者移行まで、それ相当の施設が指定管理者への委託という形に切りかわっておりますが、そうした今日までの数年次にわたる移行において、その運営が果たして当初の執行部が予定していたような経過になっておるかどうかの、一つはやっぱり中間的な総括をして、今後の指定管理者移行に資するという一つの区切りの時期に私はあるような気がするんです。決して思いつきでされているとは言いません。先ほど説明がっておりますので、そのことは私も重々わかりますけど、3月議会が始まろうとする、今回は委員協議会が11月27日でしたか、そのときぼんと、この3施設が出てくるということで、何か計画性のない、じゃ、その次は今度は何ば出さるってやろうかにかというように形で、長期展望性といいますかね、そういうふうな計画性が伝わってこないんですね。そういった点で、やっぱり過去の施設の移行をされた一つの間接総括の上に、こういった施設についてもこうした形で、こういう手順を踏んで移行をさせたいという考え方なんだという、もう少し体系的な説明がないと、その時々小出しでぼろぼろぼろ出てきたものを、ただここで審議をして終わりにすると、終わりにするというか、賛否を問うて、施設の移行がどんどん進んでいくということだけでいいのか。

先ほどコスト面で言われましたね、37,000千円程度の人件費の抑制につながるということですが、人件費の抑制につながるということは、スタッフそのものは変わらないわけでしょうから、つまり、安上がりの職員を新たにまた別につくってやっておるという言葉、短絡的に言えばそういうふうにも映るわけで、今日の4割とも言われるこの派遣労働時代に、むしろこれを正規雇用化すべきだという社会的な一つのクローズアップされた時期ですね。これを直営のものから委託することによって、37,000千円の人件費を中心に経費節減が図られるんだと。市の本庁に座っておる人間だけは公務員の給料だけ、出先のこういう機関は派遣労働者じゃないけど、そうした呼び名は違うけれども、不安定雇用、低賃金構造で施設が

運営されているという姿が、時世から照らしても、いま一つしっくりこない部分がやっぱり私の気持ちの中にございます。

そうした御意見等も少し述べながら、もうちょっと私の総括質疑は終わりたいと思いますが、今私が質問した件について、さらに委員会の審査の折に執行部から追加して説明をしていただくようお願いを申し上げまして終わります。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

全体的に説明不十分という点について私のほうから御説明いたしますが、まず、この問題は先ほど申しましたように、2年半前、平成18年3月から本格的に議論をしています。そのときに、先ほど申しました、かしま市民立楽修大学審議会に諮りまして、そして、単独指名ということもそこで考えをいただいております。私たちは、それを前提に、単独指名ということも前提にずっと議論を積み上げてきております。このことはちょっと1つ補足させていただきたいと思います。

それから、全体的に今回、移行する部分と移行しない部分がありますが、これは今までどおり市が直接やる分ですが、社会教育、この分については市が直接、今までどおりやります。今回の指定管理者制度への移行にはしません。それから男女共同参画、それから中央公民館業務ですね、これは依然として今までどおり、市のほうに直接残します。それから、文化財全般にわたってのもの、それからスポーツ事業、体育館施設の維持管理、それから大規模な改修工事ですね、こういうものは市が直営で直接、今までどおりやるということでありませぬ。

それから、これで年間37,000千円ぐらい財源が捻出できますという言い方をしておりますが、こればかり前面的に出過ぎている部分がありますが、これはその必要性もまたあるんですね、財政基盤強化計画の必要性については御承知いただいているというふうに思います。

こういうことをやってきましたからこそ、先ほど松尾征子議員からもありましたように、就学前の全児童に対して医療費の無料化もできましたし、また今、お産の前に健診が今まで5回は無料で受けられましたが、全体的に5回じゃ足りんと、お産する人は平均14回ぐらいやっぱり健診に行っているそうですね。したがいまして、今度政府の方針でも14回無料にすると、こういう方針を打ち出しておられます。ところが、これは政府が言われたから市は関係なかかて、とんでもない話で、その半額は市負担なんです。こういうものにも対応するためにも、やっぱりどこかから財源を捻出せにやいかん。こういういろんな今からの社会的需要、あるいは国の方針に対する、我々が国の方針どおり、全国の市町村並みにやっていくためにも、お金のことは余り言いたくありませんが、やっぱりどうしてもこれは市長の立場としては傍らで財源捻出ということをしないと、ほかにどこからもわいてくるわけないですか

ら。余りこのことを言い過ぎますと、今回の議論にその問題がかぶさってしまって本質が見えなくなりますから、この問題はそういうふうに区分けをして一応頭で整理をしておいていただきたいというふうに思います。

それから、図書館を市が直接する場合に、やっぱり一番いいのは図書館の職員全員が司書の免許を持っているということですよね。ただ、いかんせん、今、鹿島市の職員の中では数名しか持ちません。しかし、人事異動上、常にその人間たちをそこに張りつけておくというわけにはいきませんから、こういうふうに指定管理者制度にしまして、市民の皆さんの中でやっていただきますと、司書の資格を持った人をそこに採用できるということです。鹿島市の採用試験のとき、どこにでも配置できるようにということで、一般職の場合は特別その資格要件というのはこういう場合つけておりませんので、市民の皆さんにより高いサービスをするという面におきましても、やっぱり司書の資格を持った人のほうが専門的ですから、そのことについてもよかろうと、こういうこともございます。

以上、補足をさせていただきました。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

財政論の重要性の観点から市長が答弁をまとめられると、そういう論理はそういう論理であるかなということになると思いますが、やはり政策、住民サービス、施策、いろいろなものはすべてお金のかからない住民サービスというのはもう皆無だろうと思いますね。そういった点では、住民サービスを追考していく上では予算が必ず伴うというのが前提にあるわけです。そういった点で、一部の福祉をやるためにやむを得んのだという論理を盾にすれば、何でもそういう話になってくるわけで、その行政サービス分野が果たして民間委託になじむのか、なじまないのかという基本論を私は言っておるんですね。基本論の上に、そのコスト論というものがさらに効果を高めてくれるという、そういう2段の構えでやはり政治というのは進んでいかないと、財政論で事が進んでいけば政治は要りません、財政課長の指示で全部動けます。そうした高度な判断がやっぱり政治には求められているということを申し上げておきたいと思います。

ちなみに、あれだけ国家は小泉改革に批判できない一つの風が吹いておりました。今は第2次補正論議まで出てきております。やっぱりそのときの経済の状況、国民生活の状況をとらえて、この厳しい財政の折でも財政出動をやらざるを得ないと、これはやはり政治ですよ。そうした政治判断というのが政治の中にはあるということを申し上げて終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ございませんか。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

1点だけ確認をしておきたいと思いますが、先ほど市長は図書館には図書の司書が必要なことをおっしゃいましたが、私の記憶によりますと、生涯学習センター、図書館の建設のときには、図書館の性格、どういうものをつくるかという議論を恐らくしたと思うんですよね。そのときには、アカデミックな国会図書館みたいな専門書がいっぱいあるような図書館ではなくて、自由に市民が出入りできる、むしろ司書の資格が要らない、法律によっては置くようになっているかもしれませんが、そういう図書館を目指したと思うんですよ。私はそういうふうに記憶しています。

ただ、図書館で受験勉強はさせない、だから別の部屋をつくりますよというような形で、図書館の理想といいますかね、鹿島市の市立の図書館は非常に斬新な考え方でつくったのではないかなという気がしておりますが、その点について生涯学習課長どうでしょう、考え方として、図書館の理想像。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

確かに図書館がスタートする前に、今おっしゃられたような議論はしたと思いますが、私は司書が要らんとかなんとかは決して言っていないと思いますけど。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

私の説明不足かもしれませんが、市長が言われたのは、司書を1人か2人は必ず置かなきゃいかんと思うんですが、そこで働いている人みんながその資格を有するとは私は考えていないんですよ。そういう図書館ではないだろうと、理想としては。

それは確かに専門家はおっていいんだけども、そういう図書館ではない。私がさっき言ったようにアカデミックなものじゃない。あるいは、市民が自由に出入りできるようなものというふうに私は図書館というものをとらえておった。だから、図書館をつくるにおいては大いに賛成したところではありますが、あえてもう一度、鹿島市における図書館のあり方、私は受験勉強をさせないというのは非常にいいことだなと。よそは受験勉強をするために冷房施設で、あるいは暖房施設で受験生がやっているというような図書館がいっぱいあるわけですが、それはやらせない。逆に、学術書だけじゃなくて、もっと親しみのあるものにする、アカデミックだけでは追求しないというような、そういう図書館だったろうと私は思っておりますが、その点、確認だけさせてください。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この鹿島市の図書館は、鹿島市民図書館というふうに命名をしております。このことも実は、その「市民」ということを必ずつけようということで当時も説明したと思います。つまり、市民の皆さんが使いやすい、親しみやすい、一言で言えばそういうことであります。

したがって、場所についても郊外型がよいのか、寄りつきのよさをとって現在の場所にするのか、こういうことも議論をしたと思いますね。やっぱり寄りつきのよさをとろうと、こうしましたのも、身近で親しみのある市民のための図書館ということであります。今回もそれを市民が運営することによって、なお、そういう意味合いを強めていきたいと、こういうことであります。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

図書館が今回の指定管理者の制度になじむかどうかということは、先ほどのいろんな意見がありますので、今後の委員会の中で改めて細かいことについては議論をしていきたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

ほかにないようでございますので、質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第59号は、会議規則第36条第1項の規定により、文教厚生産業委員会に付託をいたします。

日程第7 議案第60号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第7. 議案第60号 鹿島市民会館条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

議案第60号 鹿島市民会館条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正につきましては、来年4月1日から鹿島市民会館に指定管理者制度を導入いたしたく、そのための必要な関係規定の条文整備、あわせて文言の整備を行うものでございます。

議案書は15ページから21ページ、議案説明資料では16ページから24ページとなっております。

議案説明資料をごらんください。

第1条の改正でございますけど、これまで公の施設としての設置の目的の規定がありませんでしたので、今回新たに「市民の文化の向上と発展に寄与するため、」という文言を挿入いたすものでございます。

第3条につきましては、施設は市長が管理運営すると新たに規定をしたものでございます。

第4条の使用時間につきましては、午前9時から午後10時までと、これまで規則で定めていたものを新たに条例で定めるものでございます。

第5条 休館日につきましても、これまで規則で定めておりましたが、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月28日から翌年1月4日までの日において、使用者がいない場合は休館日とすると、新たに条例で定めるものでございます。使用者がありましたら開館をするということになるものでございます。

第9条の使用料につきましては、これまで規則で定めておりました附属施設備品の使用料、照明設備とかピアノなどの使用料につきましては、新たに条例で定めるものでございます。

第10条につきましては、旧7条となりますが、見出しを「使用料の不返還」から「使用料の不還付」と改めるものでございます。

第11条の使用料の減免につきましては、これまで規則で定めていたものを条例に規定するものでございます。

第12条から第17条までの改正につきましては、文言等の整理、字句の修正、条ずれ、項ずれに伴うものでございます。

第18条から第22条までの規定は、市民会館に指定管理者による管理のために必要な事項を新たに設けるものでございます。

次に、別表の改正でございますけど、これまで「別表」としていたものを「別表第1」といたしまして、料金の変更はございませんが、使用時間帯の区分について、これまでは午後の貸し出しは午後1時からと午後6時からとなっておりますが、これを使用するに当たっては、準備をする時間帯も必要ではないかといまして、午後につきましては正午から、夕方については午後5時からと変更いたすものでございます。

別表第2につきましては、これまで規則で定めておりました備品の使用料を条例で別表第2として定めるものでございます。

この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいまの説明でまずお尋ねをしたいと思いますのは、これは今まで審議した分にも該当してくるんじゃないかと思いますが、委託料をお支払いして運営をしていただくという形に

なるわけですが、例えば、情勢の流れの中で、その委託料で十分に賄える状況があるときはいいと思いますが、今回、特に財政的な面で、財政を減らしていくということが一番大きな目的のように見える中で、運営ができなくなって、例えば委託料の増額とかなんとか、そういうことも考えられることもあると思いますが、そういう問題が出てきたときにはどうなさるのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

指定管理者の導入につきましては、これまでも御説明をしておりますが、公の施設につきましてはそれぞれ設置の目的がございます。設置の目的を十分果たすためにも、その委託料でやっていけないとか、不足をするという場合は財政的な委託料の見直し等もしてまいります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

その辺の問題点については委員会の審議の中で聞きたいと思いますが、じゃ逆に、例えば市民会館などは使用料をいただくというようなことがあります。より多くの収入が見込まれるようなことになった場合、その利益の配分なんていうのも考えられることだと思いますが、その辺についてはどうお考えになっておりますか。

○議長（橋爪 敏君）

北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

これは19年度の決算において、市民会館の使用料収入につきましては約4,700千円ということになっております。

それで、今後、市民会館の利用者が多くなって、使用料収入が多くなったということになりますと、委託料等を積算する場合においては、そこら辺も考慮した委託料の支出になるかということになります。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいまの御答弁で、委託料等の操作ということだと思いますがね。じゃ、例えば、エイブルだって出てきますよね。いろいろ出てくるとは思います。その辺について、ただ単に操作をするというだけじゃなくて、私はそういうところの基準もぴしゃっと決めておく必要が

あると思うんですが、その辺については何らかの形で決められているのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

指定管理者の導入に当たりましては、指定管理をお願いする団体と協定書を締結することになります。その協定書の中にそういう項目も入れまして、今後の指定管理制度の維持ということで実施をまいります。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

次に移りますが、先ほどの全協の資料を見ておきますと、職員はもちろん指定管理者に移行するという事になれば、市の職員ではなくなるわけですが、そういうことになってきますと、例えば、今は市の職員の方たちの勤務時間の問題とか、それから給料の問題とか、私たち議員が審議をし、チェックするという体制がとれますが、こういう形になった場合にはどうなるのでしょうかね。指定されたところの管理者に任せられるというだけで終わっていくのか、それとも、このようにして議会の中で何らかチェックをする、審議をするという体制がとれるのかどうかお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

今回、指定管理者として予定をしております市民立楽修大学におきましては、労働協約を設けます。それで、その協約に基づく雇用と、そして、監事体制が組織されますので、その体制の中で、そういう問題点が解消されるのではないかなというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

だから、その管理責任者がだれなのかですね。私たち議会がそういうのに対してチェックできるのかどうかですよ。今は職員の方たち全部そういう形でできるわけでしょう。しかし、このような形になった場合にはどうなのかということを知っているんですよ。

○議長（橋爪 敏君）

答弁求めます。谷口生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口秀男君）

お答えいたします。

表現があれですけども、指導監督のことに総務部長も触れたと思いますけれども、指定

管理者の協定書の中にもそういうふうな案もできておりますけれども、そういうセンターの管理業務についていろんな教育……（発言する者あり）済みません。そういうことで、指導監督の部分について、基本協定の案でございますけれども、第2条第2項、これは市民立楽修大学はセンターとの管理上、関係条例及び規則の内容を変更する必要がある場合は、教育委員会と協議してこれを決定しなければならない。

それから、第10条でございますけれども、実績報告書等の提出。そして、18条が調査等、19条が指定の取り消し等ということで、指導監督を緊密にやるということになります。

それから、先ほど言いましたように、楽修大学内の監査といいたいまいしょうか、理事会、それから監査がございますけれども、理事会ではいろいろ外部からの理事等も想定されておるようでございます。

それから、先ほど言われました議会、毎年度の事業概要報告書、これも議会に提出するようになっておりますので、そういうことでチェックもできているかと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

要するに監査、それからチェックの問題、それから、この議会との関係ですね。先ほど申しましたように、まず、内部のチェックのやり方としては、監査役を2名置くようになっております、監事を2名。それから、理事会でもチェックする。理事会というのは、この市の運営からいいますと議会に当たります、執行部と理事会があると、こういう関係にしております。内部的にはそういうことでありますし、また先ほど言いましたように、議会との直接関係においては、ほかの指定管理者制度と一緒に毎年報告をして意見をいただいて、その意見をもとに我々が集約をして、その指定管理先にまた意見なりを申し上げていくと、こういうことになります。

それからもう1つは、市の監査委員会、ここも例えば委託先、今は委託と言いましたが指定管理先に対しては随時監査ができるようになっておりますので、二重、三重のチェックができるというふうに思っていますし、また、議会の御意見も我々お聞きして、運営にその都度生かすようにしたいと、こういうふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

事後のチェックとかなんかはそういう形でできるかわかりませんが、今、直接市の職員の方たちの条件ですね、給料の問題とか、働く時間の問題とか、そういうのは直接私たちが審議をし、決めることができるわけでしょう。しかし、それはできないと私は思います。今、

特に、これは性質は違うにしても、今、大企業を中心にして企業が雇用社員だとか、契約社員だとか、いろんな問題で正規社員に採用せんといかんとか、いろんな問題が出ているさなかに、本当に逆流したようなこの取り組みのあり方だと思うんですよ。確かに、その目的の財源を少なくしなくちゃいけないということになると、そういうことになるとは思います。私は、本当に市民サービス向上のために云々とかいうことなら、もっとやっぱりちゃんとした形で、働く人も安心して継続して働けるような体制をとるというようなことをやっていかんといかんし、行政自体がそれに逆行したような対応を、特に今の時期、今、労働者、働く人の問題がこれだけ社会問題になっている時期に、私たちは、ああそうですか、そういうチェックができるならよございますねとは、なかなか言いがたいことだなと思います。それには答弁要りません。

それと、本来私は、いまだに指定管理者制度、今回の生涯学習施設のみならず、まだ私はこのことには納得いかない状況を持っていますが、特にそういう形になったときに、いかにサービス向上が変わってくるかとか、いろんな変わった面が出てくるということを私は少しはという期待をしましたが、これは残念ながらそうじゃないですね。例えば、市民会館の使用料ですね、市民会館で一番利用しにくいのは長時間で幾らという利用料金が決められていることですね。今回、13時から17時を12時から17時とか長くはなされましたが、本当にちょっとした1時間とかいう会議をするときにも非常に高い料金を払わんといかんということで、今、やっぱり利用したいという人も利用できないというような体制があるんですよ。

だから、やっぱりそういう状況も含めながら、いかに市民の人たちが使いやすくてできるかというようなことまで含めた、そういうところまでやっぱり考えるべきだったんじゃないかなと思います。その辺については答弁要りませんが、さらにまた委員会の中でいろいろ質問していきたいと思いますが、市民サービスに逆行したようなあり方をしないと、それから、財源だけでやるというようなことは絶対に私は許せないことだという意見を言って、質問を終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑はないようですので、質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第60号は会議規則第36条第1項の規定により、総務建設環境委員会に付託いたします。

ここで10分程度休憩します。午後2時25分より再開をいたします。

午後2時13分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第 8 議案第61号～議案第63号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第 8．議案第61号 鹿島市生涯学習センターの指定管理者の指定について、議案第62号 鹿島市民図書館の指定管理者の指定について、議案第63号 鹿島市民会館の指定管理者の指定についての 3 議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。谷口生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口秀男君）

御説明させていただきます。

議案第61号 鹿島市生涯学習センターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

提案しました理由は、鹿島市生涯学習センターの指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第224条（254ページで訂正）の 2 第 6 項の規定により御提案させていただくものでございます。

議案書につきましては22ページでございます。

鹿島市生涯学習センターの指定管理者を選定したので、その指定について議会の議決を求めるものでございます。

- 1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、鹿島市生涯学習センター。
- 2、指定管理者となる団体の住所及び名称、鹿島市大字納富分2700番地 1、かしま市民立楽修大学。
- 3、指定の期間、平成21年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まででございます。

次に、議案第62号 鹿島市民図書館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

提案しました理由は、鹿島市民図書館の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第224条（254ページで訂正）の 2 第 6 項の規定により御提案させていただくものでございます。

議案書は23ページでございます。

鹿島市民図書館の指定管理者を選定したので、その指定について議会の議決を求めるものでございます。

- 1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、鹿島市民図書館。
- 2、指定管理者となる団体の住所及び名称、鹿島市大字納富分2700番地 1、かしま市民立楽修大学。
- 3、指定の期間、平成21年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まででございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

議案第63号 鹿島市民会館の指定管理者の指定について御説明いたします。

この議案は、鹿島市民会館の指定管理者を指定する必要がありますので、地方自治法第24条の2第6項の規定によりまして提案いたしますのでございます。

議案書の24ページをごらんください。

鹿島市民会館の指定管理者を選定したので、その指定について議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、鹿島市民会館。

2、指定管理者となる団体の住所及び名称、鹿島市大字納富分2700番地1、かしま市民立楽修大学。

3、指定の期間、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

○議長（橋爪 敏君）

議案第61号から議案第63号までの3議案を一括して質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま説明をされましたが、私はこの案件は、先ほどまで審議をして委員会付託になりましたね。これの決定次第、出されるべき案件じゃなかったのかなというのが1点ありますが、いかがなんでしょうかね。これでいいんですかね、審議のあり方として。

○議長（橋爪 敏君）

北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

御説明いたします。

先ほど御審議をいただきました議案第58号から議案第60号の議案につきましては、それぞれの施設の指定管理者制度の導入を前提とした条例改正ということで御審議をお願いしたものでございます。

それで、その指定管理者を導入するに当たりましては、条例の改正が必要であったために、先ほど58号から60号までの議案につきましては御審議をお願いしたものでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

前提とした、例えば、前のが否決されても、これは出されるということですかね。だから、これは一応、そういう形になった後というのが本当じゃないかね。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

議案書の16ページをちょっと開いてください。

この18条に、市長が指定するものに会館の管理を行わせることができると、ここが一番ポイントです。だから、行わせることができないということになりますと、後のあれはもう関係なくなります。まず、行うことができると、実はこの条例でお諮りしているのはこのことなんです。だから、行わせることができるということをまず議決をしてくださいと、こういうことです。だから、行わせることができないとなったら、もう後の議論なんか吹っ飛んでしまいます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

だから、できるというところがまだどうなるかわからん状況ですよ、はっきり言ってこれはわかりません、皆さんがどういう気持ちなのかわかりません。

だから、一応済んでから上程すべきだったんじゃないですかと私は申し上げておりますが、議会運営委員会でも決まっているので、それを私がとやかく言うところはないと思いますが。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

これは議運にお諮りして認めていただいているので、そして、順番を議運のほうでも考えていただいて、議案の順番がちゃんと行わせることができることを先にして、あと具体的なものに入っているという順番ですので、私は整合性はとれているんじゃないかなと思いますけど。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

議会がどうせ通すけんとは言うたらんと思いますが、そこはそれといたしまして、もう1点お尋ねしますが、指定管理者となる団体の住所及び名称ということで、住所、団体名がありますが、こういうのはここに出す場合には代表名とかは要らないわけですかね。一番大事なところじゃないかと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今度は全員協議会の資料を開けてください。まず、ちょっと前段から話をさせていただきたいと思います。

2 ページの一番下にありますが、かしま市民立楽修大学というのは、ことし（253ページで訂正）の6月1日に既に設立をしております。今から設立よということではありません。この設立をしたかしま市民立楽修大学に今回の指定管理者制度を導入したいと、こういうお諮りをしているわけですね。

そして、5 ページをお開きください。

かしま市民立楽修大学の21年度からの計画案、これが指定管理者制度の導入を議会です了承していただきますと、こういう姿になりますよということで書いてございます。この学長というのは現在おられません。これから選定するようになります。

そして、大学の顔となり、精力的に活動・運営する学長を置く。20年度までの間は、大学規約第6条3号に掲げるとおり、学長や理事会にかわる運営部会委員長及び委員が、活動・運営を確実に遂行すると、こういうふうになってございまして、学長が正式に決まるまでは運営部会委員長がその代行を果たすということで、これ条文はお配りしとらんかね。（発言する者あり）規約の中にあると思います。

そういうことで、学長がまだ決まっておりませんので、運営部会委員長が学長の代行ということで、この団体の代表だということでもあります。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

この管理制度を委託するために、いかにあせがってつくらせたかというような感じがします。というのは、大学があって学長のおらんというのは本格的な組織として私は認められるのかなという気がしますが、それはそれでいいです、わかりました説明は。

以上で終わります。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

2年半前に答申をいただきまして、それから準備をしてきて、ことし（253ページで訂正）の6月にかしま市民立楽修大学を設立したばかりなんです。そして、その後は21年度からの移行へ向けての準備を今までしてきたと、こういうことでもあります。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

そんな早くから準備をされていたなら、もうとっくに、そういう見通しもあるわけですから、学長は決まっとってしかりだと思いますが、それは答弁は要りません。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ありませんか。1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、財政面のほうからですけれども、委員会のほうに付託をされていますので、細かいことは委員会のほうでお尋ねをしたいと思いますが、今回の指定管理者の制度で生涯学習センター、エイブル、また市民会館、図書館の委託のほうを考えていらっしゃるけれども、概算で結構ですので、総額の委託料がどのくらいになるのかお尋ねをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

答弁をお願いします。谷口生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口秀男君）

お答えいたします。

先ほど申しましたように、21年度あくまで見込みでございますけれども、恐らく人件費が移行するのでほとんど積算を同じに見込んでいますが、170,000千円程度の支出を、今概算です、概数ということで見込んでおります。

これも概数なんですけれども、施設使用料が約8,000千円程度でしょうか、それ以外にはいろんな支出がございます。今のところの概要でございます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほど私、平成20年6月1日にかしま市民立楽修大学が設立と言いましたが、ここに2ページにありますように、平成18年6月設立です。申しわけございません。

○議長（橋爪 敏君）

1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

それでは、財政効果ということで、午前中の議会の場でもありましたけれども、人件費は主に大体37,000千円ぐらいを想定されているということでございます。そのほかの分については概算で出されているということでありまして、生涯学習センターの中には、エイブル事業として講演会、音楽会などそれぞれされていると思います。そこにも補助等をされていると思うんですが、確かに利益追求ではないということで、民間参入はこれには好ましくないという意見がありますけれども、やはり市民の税金を使ってそれぞれの事業をなされるわけですから、その委託をするということであれば、やはり今後一層、委託先の皆さん方にも努力をしていただかなければならないと思います。

その中で、今後、そういう事業に対しての補助があると思うんですけれども、これも細かい数字ではなくて、やはり今から財政的にも非常に厳しい、新聞等でも景気は非常に厳しく

なっていまして、税収の確保もなかなか厳しくなってくるのではないかと思いますけれども、そういう補助事業に対しての補助も切り詰めていかなければならないときが来るかもしれません。そういう面において、あらかじめ今、前年度並みということではなくて、さらに厳しい状況になりながらも維持をしていただきたいということを、やはり委託先のほうにもきちんと申し上げておかなければならないし、そのような対応をしていただかなければならないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

谷口生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口秀男君）

その前に、ちょっと御訂正申し上げます。

議案説明のときに地方自治法第224条の2と申し上げましたが、244条の間違いでございます。申しわけございません。

先ほどのエイブル事業は、あくまでも19年度の決算ですけれども、エイブル事業が約8,060千円ぐらいの総事業になっております。20年度は今途中でございますので、19年度につきまして、いろんなエイブル事業をしてきたところでございます。チェロ、ギターとか、懐かしの上映会とか、阿川佐和子の講演会とか、クリスマスジャズとか、そういうものを実施してきたところでございます。19年度について言いますと、19年度の委託料が3,611千円でございます。当初から、13年度から文化事業を実施してきたわけですが、財政が厳しい中、年々下がってきたわけですけれども、19年度は3,610千円ということで、そういうその採算性、独自でいろんな採算性で努めていらっしゃると思います。基本的には今の3,600千円のベースで行くようになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

大綱質疑ですので余り細かくは申し上げられませんが、先ほど私が質問したのは、確かに前年度並みというのはわかるんですけれども、将来的に厳しくなったときに、そういうことも想定に入れて協議を行っていかなければならないのではないですかということを質問しているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

現時点では、20年度予算でエイブル事業費に限定して言いますと大体3,600千円ぐらい。それで、市は補助という形でしていますね。それでやっぱり、今回のこの財政の問題もあり

ますが、私たちが今回指定管理をしたいと申しましたのは、実はこのあたりにもあるわけでありまして、つまり簡単に言いますと、市民の団体にお願いをすることによって市民の発想力とか、企画力とか、あるいはノウハウとか、こういうことが向上することによって住民サービスがアップすると、これをねらっているんですね。

それは、例えば3,600千円事業費を市は補助しておりますが、現実の仕事としては8,000千円ぐらいしてもらっているんです。例えば、ことしの南こうせつだって呼ぼうとすれば恐らく10,000千円は下らないと思います。しかし、いろんな発想とか企画を駆使して、あれは手出しというのはほとんどゼロでよかったんですね。そういういろんな市役所、あるいは行政だけでは発想できないようなこともやってくれて、そして、そういう大きな効果も生み出していただいております。実は、そういうところが具体的に言うと、非常に期待できるところだというふうに私は思っております。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

答弁いただきましたけど、市長がおっしゃったように、常に市長がおっしゃるのは、市民の方々の力によって、今より、より一層の向上に努めてもらいたいということはよくわかります。

ただ、現実問題として、やはり最初の段階から行政として財政基盤強化計画ということを述べられて、この問題を進められている以上は、将来的にそういうこともあるかもしれないということは、やはり協議の中でも申し上げておく。受け入れ先のほうも将来的にそうなるかもしれないという危機感を持ちながら、双方が緊張感を持ってやっていくというのが私は指定管理者制度に対して一番必要だと思いますので、そのことについて質問をいたしましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

もう一回整理をして、市長であります私から説明をさせていただきたいと思います。

まず、ちょっと今までの議論の中でどうも、私どもの説明ももちろん悪かったと思いますが、お金の問題が先に出て、そして本質的なものが隠れてしまっているというか、なかなか説明できていないという感じを持ちましたので、もう一回整理をさせていただきます。

この全員協議会資料も順番を見ていただきますと、まず1 ページに、かしま市民立楽修大学とはということで、まずそこから解き起こしますね。この中に意義、つまり、この2 番目に市民が主体となって企画、立案、運営することであると。先ほど言いましたように、この中身としては市民の発想力、企画力、ノウハウ、こういうものを導入することによって市民

サービスがより向上できると、このことが一番の主眼なんです。こういうことから解き起こしまして、今までの経過をずうっと述べてきまして、そして、3番目に財政基盤強化計画の実行ということ掲げております。こういうふうな構成でもう一遍、私が今、説明し直しておりますので、こういう順序でこの問題をとらえ直していただければというふうに思います。

それから、今現在のところ20年度予算は3,600千円と言いましたが、大まかこれくらいでお願いをしたいなど。先ほど申しましたような企画力、発想力でもってより大きな仕事をしてくださいと、こういうことです。

ただ、今後、それ以外に維持管理費とかなんとか、高騰してみたりなんかする場合がありますね。それは当然、委託をしようとするまいと払わにゃいかん問題ですから、これはもうそのときの物価に連動したりとか、必要性に応じて、これはちゃんと指定管理の中に計算してちゃんとお願いをするということになりますから、この受け入れ先のほうは、そういう問題については御心配なさらなくていいようにいたします。

○議長（橋爪 敏君）

1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

私の質問が財政的な面だけで申し上げているということではなくて、今おっしゃったように、設立、またどういうことをなされてきたかというのは、今回こういう資料をいただきましたので、よく勉強させていただいて、ただ、指定管理者制度でこのかしま市民立楽修大学に委託をするということが出されていますので、できるだけ双方の意見の食い違いというのがないように、いい方向にやっぱりそれぞれが持っていけないとなりませんので、その危惧を一つ一つやっぱり取り外していけないと、結局、移管したは、話は違うはと、そういうことが一番こういう指定管理者のときに問題になってくると私自身が思いましたので、質問をさせていただきました。

もう1点お伺いをしたいんですけれども、全員協議会の資料のほうで組織図をいただいております。大まかなんですが、平成21年度版ということで組織図のほうをいただきまして、1名、1名、6名と黒字で大きく人数のほうを書いています。

基本的な質問なんですけれども、最終的にこのかしま市民立楽修大学の責任の所在というのは、学長さんが今後決められて、事務局長さんが決められて、そして、それぞれの採用をされるということだと思んですが、その中でこの楽修大学というのはちょっと私もきちんと申し上げられないでいるんですけれども、そこが責任を持たれるところととらえていいんですか、それとも、ここに今、20年度のかしま市民立楽修大学の3部会というのがありますけれども、ここは一応ボランティアで皆さん方が一生懸命、この大学のために一生懸命今まで頑張ってきた方々ですから、こういう方々がサポートとして入られるのか、そこがちょっと私自身がわからなかったもんですから、お伺いをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

鹿島市生涯学習センター・エイブル及び鹿島市民会館の指定管理（計画案）ということでお示ししている7ページをお開きください。

第3章 組織、運営、学長とあります。その第6条、1. 大学に学長を置く。学長は大学全般を代表し、総括する。こういうふうになっておりますので、この責任者は学長ということになります。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

ここはちょっと組織、運営という形で読ませていただいたんですけども、実際上の運営を今後4月1日からされるということであるんだとしたら、先ほど私が申し上げたんですけども、配置図の中で人員のほうを配置されていますけれども、こういう人たちが基本的にはこの楽修大学を運営されていかれて、今現在、3部会で一生懸命この事業に取り組まれている方々が相談役とか、またサポーターとか、またボランティアとしてアドバイス等をされていかれるということ認識しておいてよろしいのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

谷口生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口秀男君）

配置図の21年度版はあくまで案でございますけれども、今、運営部会と編成部会、広報部会がございますが、21年度からは編成、広報部会がいろんな事業をしていくということで、広報とか、いろんなエイブル事業もしていくわけですけども、理事会というのもございます、先ほどちょっと申しましたが、外部委員とか、学識経験者とか、それから、内部委員ということで運営委員会の方、あくまでも今のところ案でございますけれども、そういうことで移管していくということで考えられておるようです。

それで執行部が、市長が言いましたように学長が最高責任者でございますが、そのもとに事務局長が事務の総括をするというふうな組織図でございます。

それから、この人数につきましては楽修大学の職員でございます、今9名おりますけれども、この人数を配置していくというふうなことでございます。

○議長（橋爪 敏君）

いいですか、1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

余り細かいことにつきましては委員会のほうで質問をいたしますけれども、こちらのほう

から委託を受けるほうの状況について深く申し上げることはできないと思いますので、これ以上は申し上げるつもりはございませんが、最初に、この指定管理者3つですね。エイブル、図書館、市民会館と約170,000千円の規模を指定管理者にされると、今までの中でも大きい分野に額的にもなると思いますので、できるだけ詳細に詰めてやっていただきたいと思います。これはもう市民の税金を指定管理者の方にゆだねるということですから、やはりそれぞれが責任を持ってやっていかなければならないことであると思いますので、できれば、次の委員会はございますけれども、もう少しわかりやすく雇用体系、そういう面を含めて、どういう内容になるのかというのを説明していただくようお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この議会で、いろいろ御意見、あるいは御提案いただいておりますが、全体的に考えてみますと、本当に大丈夫かなと御心配していただいている面と、それから、いよいよきれいに我々市が引いてしまって、後の連携はどうなるのかなと、そういうあたりもかなり大きな意見として出ているようでございますが、この市民立薬修大学はもう2年半、実績を積んでおられます。そして、いろんなすばらしい事業もやっていただいておりますから、こういう実績というものを踏まえて考えますと、私はお任せしても大丈夫だというふうに思います。

それからもう1つは、前回、地区公民館に指定管理者制度を導入させていただきましたが、お約束をしておりましたように、最低月1回、地区公民館用の担当者を中央公民館に置いております。そこと必ず連携、協議をして、今までもずっとやってきております。

今回の場合も、暫時引き揚げるというやり方と、それから、この責任者を市の中に、生涯学習課の中に置きます。そして、ここはもうずっと半永久的に連携をとりながら協議をしながら、あるいはアドバイスをしながらということになります。こういう体制も組んでまいりますので、そういう点でも御理解を賜りたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

最後に、大丈夫かなということの心配は、ここまで、今市長が答弁されましたようにやってこられています。そして、すばらしい事業をされておりますので、それについての心配というよりも、やはりそれぞれが、4月1日からこれが正式に採用されるならば、その移行がスムーズに行くように、また、委託をされたほうがやはり仕事がしやすい、やりがいがある、一生懸命やれるという体制づくりのために、今きちんとした議論をしておかなければならないということで私は申し上げましたので、ぜひとも委員会を通して細部についても詰めさせ

ていただきたいと思ひます。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第61号から議案第63号までの3議案は、会議規則第36条第1項の規定により、議案第61号及び議案第62号の2議案を文教厚生産業委員会に、議案第63号を総務建設環境委員会にそれぞれ付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明17日は午前10時から会議を開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時2分 散会